

第21回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和4年9月9日（金）

午前 9時30分 開 会

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

ただいまから令和3年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会いたします。

内記町長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本委員会に付託されました議案は、認定第1号から認定第9号までの令和3年度各会計決算の9案件であります。

審査は、本会議において指示されております日程で終えたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。本日から14日までの審査日程で会議を開きたいと思っております。

なお、委員会においては質疑の回数制限はありませんので、許可を得て十分質疑をしていただきたいと思っておりますが、質問事項、答弁事項は簡潔明瞭にお願いいたします。

本日は総務課、ふるさと振興課、企画課、観光商工課、町民課の審査を、10日と11日は休会とし、12日は健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、さわうち病院の審査を、13日は学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の審査を、14日は会計課を含め総括的な質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議がないようですので、そのように審査を進めます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、14日に行う総括質疑にあつては、複数の款に係る

る質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととしますので、これにご協力をお願いします。

町長から提出されております説明員については、各課とも課長代理級までとしております。答弁に当たって、課長代理級に発言させる場合には答弁する者が挙手し、私が指名してから答弁するようにしてください。

なお、健康福祉課と観光商工課の審査は、それぞれの課が所管する特別会計も対象となりますし、税務課には国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の審査の際も出席していただきますので、あらかじめ申し上げておきます。

それでは、これより審査に入りますが、本日は5つの課の審査を行う予定となっております。委員各位におかれましては、決算審査特別委員会の日程表に記載された審査対象課の所管する款や会計を参考にして質問していただきますよう、ご協力をお願いします。

委員各位も質問する内容についてはあらかじめ調べておられることと思っておりますが、担当課長から所管する事業や、それに付随する財源等の歳入決算額について簡単に説明していただきたいと思っております。

それでは、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金であります。

総務課長から事業の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 改めまして、おはようございます。総務課長の高橋三智昭です。総務課並びに選挙管理委員会に係る令和3年度決算審査をよろしく願いいたします。

説明の前に、本日出席しております総務課職員を紹介します。私の左側になります。課長代理、高橋和哉。主査、高橋毅。主査、佐々木一成。次に、私の右側になります。課長代理、小松睦美。主査、小川幸。主査、三浦美穂。

以上であります。よろしく願いいたします。

配布しております一般会計歳入歳出決算書（抜粋）についてですが、総務課分の歳入が1ページから6ページまで、次に総務課分の歳出が1ページから14ページまで、次に選挙管理委員会分の歳入が1ページ、2ページ、次に選挙管理委員会分の歳出が1ページから4ページまでとなっております。

それでは、総務課分の決算の概要について説明いたします。配付しております抜粋した決算書に基づき、歳出を中心に説明いたします。総務課の決算関係については、一般会計の歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金になります。

初めに、2款総務費についてです。歳出の1ページから6ページの2款1項1目一般管理費は、二役人件費、職員人件費、旅費、交際費、コピー機、印刷機の用紙代、電話料、職員生活習慣病予防健診等手数料、町例規関係の業務委託料、使用料、非常勤職員公務災害補償負担金などがあります。

また、一般国道107号が大石地区の災害に伴い、令和3年5月1日から通行止めとなったことから、天ヶ瀬地区住民で北上方面に通勤する方を対象とし、通勤燃料費助成を行っております。事業概要等は、決算附属資料55ページに記載しております。

5ページから8ページの2款1項5目財産管理費は、湯田庁舎及び公用車等の維持管理費、庁舎等改修事業並びに基金造成事業であります。湯田庁舎等管理費では、湯田庁舎の屋上放送設備修繕、駐車場路面補修や旧越中畑小学校、旧教員住宅などの修繕を行っております。また、老朽化が進んだ旧新田郷保育所の解体工事を行

っております。公用車管理費は、総務課所管の8台の公用車の維持管理を行うとともに、経年劣化等により公用車1台の更新を行っております。庁舎等改修事業は、湯田庁舎耐震改修等工事、旧老人福祉センター改修工事を実施するとともに、改修工事に伴い必要となるネットワーク関係機器等の移設を行っております。また、令和4年度に計画されている開発総合センターの解体に向けた設計業務を行っております。なお、湯田庁舎耐震改修等工事については、設計変更等により工事期間が確保できないことから、令和4年度に繰越ししてはりましたが、令和4年5月31日に工事は完成しております。庁舎等改修事業並びにネットワーク関係移設事業は、歳入の23款1項1目2節総務管理債6億6,060万円を財源として実施したものであります。事業概要等は、決算附属資料55ページに記載しております。基金造成事業は、町が行う庁舎及び公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため、西和賀町庁舎等整備基金を創設し、5,000万円を基金に積立てしております。

7ページ、8ページの2款1項6目企画費は、庁内のネットワークシステムのうち住民情報系を除いたネットワークシステム機器の保守業務委託、賃借料などがあります。

次に、4款衛生費についてです。9ページ、10ページの4款1項1目保健衛生総務費は、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大があり、職場等における感染予防対策が急務となったことから、令和2年度からの繰越事業となりますが、水循環式手洗い器3台を役場庁舎及び西和賀さわうち病院に設置し、職員並びに来庁者等に対し、手洗いの励行など感染予防対策の周知徹底に努めたところであります。

4款1項5目保健センター費は、保健センターの維持管理費に加え、保健センターの電話移設工事、排水管改修工事を行っております。

次に、9款消防費についてです。9ページから12ページの9款1項1目非常備消防費は、消

防団員報酬など消防団員及び婦人消防協力隊の活動に係る費用並びに消防車両の維持管理に係る経費となります。

11ページ、12ページの9款1項2目常備消防費は、北上地区消防組合への負担金となります。

9款1項3目消防施設費では、消防団第4分団第3部の小型動力ポンプ付積載車の更新を行い、また太田地区において消防水利を確保するため、防火水槽1基を新規に整備し、消防力の強化を図っております。なお、これらの事業については、電源立地地域対策交付金656万2,000円並びに23款1項5目1節消防債940万円を財源として実施したものであります。事業概要等は、決算附属資料56ページに記載しております。

また、歳出には関係ありませんが、国から救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車1台を貸与されることとなり、消防団第2分団第1部の消防ポンプ自動車の更新を行うことができ、さらなる消防力の充実強化が図られました。

11ページから14ページの9款1項4目防災対策費では、町地域防災計画改定業務、西和賀町防災マップの更新、令和3年度岩手県総合防災訓練の実施町が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所への可搬型発電機と大型照明機器の配置など、住民の防災意識の向上や防災資機材の充実に向けた取組を行っております。また、町地域防災計画で定める防災備蓄として飲料水等の備蓄を計画的に行っております。

次に、13ページ、14ページの13款諸支出金についてですが、令和3年度中に普通財産の取得がありませんでしたので、決算額はゼロとなっております。

続いて、選挙管理委員会分について、同様に歳出の内容を説明いたします。抜粋した決算書の選挙管理委員会分の歳出1ページから4ページになります。1ページ、2ページの2款4項1目選挙管理委員会費及び2目選挙啓発費については、選挙管理委員会委員報酬などの選挙管

理委員会に係る経費及び啓発用資料購入費となります。

1ページから4ページにかけての3目衆議院議員総選挙費、4目町長選挙費は、それぞれの選挙に係る執行経費となります。なお、衆議院議員総選挙費に関しては1,056万2,598円の執行委託金を歳入で受け入れております。

以上で総務課並びに選挙管理委員会の決算の概要について説明を終わります。決算審査、よろしく願いいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

附属資料の144ページ、総務課の分ですが、職員関係で、職員研修状況ということで一覧がございますが、その中で下から3番目の町単独研修ということで、採用後10年未満の職員の研修を行っているようですが、この研修は10年未満の職員に対してどういった意図を持って、その内容はどういった研修をされたのか、まずその点からお聞きしたいと思います。

もう一点は、147ページの3番の防災対策ということで、防災関係機関をはじめ住民参加を得て感染症対策に重点を置いた避難訓練並びに避難所運営訓練を実施したようでありますが、実施した結果、どのような状況で、思ったような、そういう訓練になったのか。それと、避難訓練を実施して今後の課題等、そういったことが見えてきたのか、また関係機関との反省会というか、検証等が行われたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 初めに、研修関係の採用後10年未満職員の研修ということで、この目的については、まず10年未満ということで、人事異動経験の少ない方が対象になるということで、町の第2次総合計画前期基本計画や、まち・ひと・しごと

創生総合戦略などに基づいた各課の重点事項を知ることで町全体の目標を共有し、職員としての意識を醸成させることを目的として行ったものであります。対象者は24名ということで、そのうち受講者は22人ということになっております。

次に、147ページの防災対策の令和3年度岩手県総合防災訓練の関係についてお答えいたします。これについては、岩手県、北上市、西和賀町及び北上地区消防組合消防本部が共催で開催をいたしました。当初県の防災訓練ということで、かなりいろんな訓練を計画したところでありまして、新型コロナウイルスの感染状況により規模を縮小せざるを得ないということで、住民の方々の参加をある程度制限した形で行うというふうな結果になっております。

ただ、福祉施設の避難訓練や、これまで感染症対策備品、避難所用の間仕切りカーテンとか、間仕切りテントとか、いろんな備品を購入しておりますけれども、避難所運営する際にそういうふうな備品等も活用して行うことができたということで、実際に備蓄というか、町として保有している対策備品を有効に活用することができたということが一番のよかった点かなと思っております。できれば避難所運営については、町だけでは当然かなり難しい部分がありますので、当初の計画では地域の自主防災組織や地域住民と一体となった避難所運営という形で計画しておりましたが、まず今回は先ほど言ったように規模縮小ということで、町職員が主体となった避難所運営訓練という部分では若干不足した部分があったのかなというふうには考えております。

あと、先ほど言いました県、北上市、西和賀町、消防組合等関連機関と実際に訓練を行った後に、いろんな課題等の検証を行ったところがあります。

委員長 淀川豊君。

10番 まず、職員の研修ですが、10年未満の職

員が24分の22の参加ということではありますが、令和3年度の職員研修総じてについてではありませんが、研修に参加をして、多分職員の皆様方、いろいろな気づきであるとか、いろいろな学びがあるということだと思いますが、研修後にレポートであるとか報告書など、そういったものは作成をされて、研修されたことを日常業務にどう生かしていくかというような、そういうチェックというか、そういうことはされているのかという点と、防災訓練ですが、コロナ禍、感染症対策もしていかなければならないというような避難所の設営で、なかなか感染拡大が広がっている中では各地区で避難所訓練等もできないのかなというふうな気がしますが、これは今回の、令和3年度の訓練を受けて、実際そういった災害が起きて、今後避難所の開設に当たっては行政の職員が中心となって、各地区で避難所を円滑に設置できる、運営できるということでもよろしいですか。その点の確認です。

委員長 総務課長。

総務課長 職員研修の関係についてですけれども、研修が終わった後にアンケート調査ということで、受講された職員からまず3項目ほどアンケートの記入をお願いしております。まず、今回の研修に参加したことで、気づきとか学んだことはどのような点があるかとか、あと研修についての意見、感想も含め、そういうふうな部分を聞いているのと、今後受けてみたい研修等があればその内容について記載をしていただくというふうな形で、受講された方々からアンケートをいただいております。その中で、今後受けてみたい研修等があると記載があったものについては、総務課のほうでも新たに研修事項として検討していく必要があるものと考えております。

避難所運営の関係についてですけれども、今回感染症対策で規模を縮小したということで、本来であれば地域の自主防災組織なり住民を巻き込んでの訓練としたかったと。町として考え

る避難所運営についても、当初計画したとおり、町職員が最初の設置の部分で一番中心にはなりませんけれども、実際にそれ以降の運営等になれば、当然地域の自主防災組織なり住民と協力しながら運営をしていかなければならないものと考えております。

よって、町としては職員が避難所開設の最初の部分、やはり町が中心となってやりますけれども、それ以降の部分については今後いろんな場面で地域の自主防災組織なりと協議をしながら、スムーズな運営ができるようにやっていきたいと考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 最後になります、防災対策については理解をしました。

職員研修であります、今課長からはアンケート等も取っているということですが、その中で今後受けてみたいような研修、そういうものがあるかみたいな項目もあるということで、そういったご意見を取り入れながら研修をされているというようなご説明もありましたが、令和3年度で令和2年度から研修内容が変わったものについてはどの研修なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 決算附属資料の144ページの職員研修状況の部分でお答えいたします。

令和2年度から令和3年度に新たに行った研修と申しますと、SDGs研修、あと先ほど言いました採用後10年未満職員を対象とした職員研修、あと問題解決研修、説明力向上研修というものが令和3年度新たに行った研修となっております。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは1点ですけれども、附属資料の後ろのほう、148ページに感染症対策ということで、水循環式手洗い器3台、618万3,000円ということで購入していて、先ほどの説明で湯田庁舎、ここの玄関にあるものだと思います。あ

と、病院という説明あったのですけれども、3台ということで、もう一台はどこに入っているのか。これ3台で600万円ということは、1台200万円、大変高価なものですけれども、設置した後の効果についてどのように評価をされているのか。

また、この間湯田庁舎玄関に業者の方が来ていろいろメンテナンスやっているようでしたけれども、メンテナンスについてはどれほど費用がかかっているのかについてお答え願います。

委員長 総務課長。

総務課長 水循環式手洗い器についてお答えいたします。

3台購入して、購入時ですけれども、湯田庁舎、沢内庁舎、さわうち病院の3か所に配置しております。現在沢内庁舎分については、にしわが斎苑のほうに設置しているところであります。

メンテナンスの部分についてですけれども、これについては購入する際に5年のパックといいますか、そういうふうなメンテナンスをしていただく内容で購入しておりますので、その部分については新たに発生はしないということになりますし、あと維持していく上では塩素等の消耗品の購入費がかかるというふうを考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 設置しての効果についてということと、あと今沢内庁舎の分が葬祭場に行っているということだったので、私も葬祭場でもたしか見たのですけれども、私も稼働していないのですけれども、それは担当課に聞いたほうがいいのか。設置したばかりで動いていないのか、その点。

あと、効果についてお伺いしたいのですけれども、見た自分の感覚としては、災害時、水が使えない場合とか、そういう防災用品としての使用もできるものなのか、その点についてお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 初めに、効果という部分についてお答えしたいと思います。

まず、設置して、玄関のところに体温を測定するのと手洗いができるというふうな部分で、町民の皆さん、職員も含めですけれども、やはりそこで気軽に手洗いができるということで、そういう部分では先ほどお話ししたような手洗いの励行なりの部分について十分効果を果たしたものと考えております。

次に、現在のにしわが斎苑での使用できない状況というのは、先ほど申しました塩素とかの消耗品がちょっと今切れている状況でというふうに聞いております。なので、消耗品等を購入して使用できるようにというふうな対応を行っていきたいと考えております。

あと、先ほどお話ありましたとおり、水循環型ポータブル手洗い器については、機器内部に水20リットルタンクを有し、使用済みの水をろ過、消毒しながら循環させて再利用する仕組みということで、電源があれば水道等の設備のない場所でも手洗いができる、あと水20リットルで最大500回の手洗いが可能ということで、移動も容易でありますので、様々な場面での利用ができるということで購入したものでありますので、先ほどお話しいただいたように避難所等での活用も十分対応できるものと考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 今災害時というか、電源があれば500回繰り返し使えるという話だったのですけれども、今我々どこの施設にいても玄関先にアルコール消毒があります。それに比べて、最初の5年はメンテナンス要らないようすけれども、購入費等、塩素とかそれら含めても、やはりこういうアルコール消毒に比べても十分効果があるものというふうな認識で担当としては捉えているのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 感染対策の部分については、手洗いの励行、あとは手指消毒ということで、まず手洗いと手指消毒の部分について、どちらがいいのかというのではなくて、どちらも必要だというふうな考え方でおりますので、あと外で作業して庁舎内に入ってくる際にきちんと手を洗って、加えて手指消毒をするというふうな部分での考え方で、手洗いの励行についても役割は果たしていくべきものだというふうに考えております。

委員長 深澤重勝君。

7番 別の分でも質問あるのですが、今回僚委員の水循環式の手洗い器、このことに関連して、今課長から答弁ありましたメンテナンスが5年間あるからメンテナンス料はかからないということだったのですけれども、具体的に1台当たりの購入費と、それからいわゆるメンテナンス料無料だとかいうのは別枠で契約しているのですか。メンテナンス料含みという漠然とした、そういう契約の仕方ですか。その辺りを克明に説明してほしいのですけれども。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

決算額として3基で618万3,870円となっておりますので、1基当たり206万1,290円という金額になっております。

あと、契約書の書類、こちらのほうに持ってきておりませんが、その部分も含んでの契約というふうになっているということであり

ます。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 今の普通での契約という意味ということはどういうこと。というのは、総務課はそれぞれ各課で縦割り、それぞれの施設、器具、それぞれ管理する部分があると思いますが、全体的に見るのはやっぱり総務課だと思うのです。そうすると、別の機械にもあるのですが、買った次の年から保守点検料と何十万円と払っている器具も幾らもあるわけですから、それらとの整

合性はどのように取れるのかなということを感じずるのですが。買うものによって何年間はメンテナンス料、あるいは無償でメンテナンスをしますということなのか。今言ったように契約時にメンテナンス料含みということになっているのか、別枠になっているのかということも克明に説明してほしいという意味なのです。というのは、今言ったようにほかの設備も施設もいろいろあって、たまたまあそこの銀河ホールの、私、避雷針のことを聞いたのですが、買った次の年から何十万円もかけて保守点検するようなものに限らず結構あるわけですから、それらとの整合性をどのようにやっているのかなということの疑問点です。それらを含めて改めて、今手元に資料がないとすれば、説明してほしいということです。

それと、質問は2点ですが、抜粋の4ページの上段のほうなのですが、全国町村会総合賠償補償保険料48万9,569円、この保険の詳しい中身について。

それと、同じページの下段にあるわけですが、非常勤職員公務災害補償負担金1,074万4,000円、この内容について説明願いたいと思いますが。

委員長 高橋和哉課長代理。

総務課長代理 それでは、水循環式手洗い器のメンテナンスの検討についてご説明をさせていただきます。

水循環の機械ということで、先ほど課長のほうから説明ありましたが、最大500回の手洗いが可能ということになっております。また、500回といいましても、汚い水があまりにも流れればフィルターが目詰まりしますので、それらの交換といった作業が必要になってきますが、そういった交換用の資材、5年分という想定にはなっているのですが、機械の価格と、そういったメンテナンスパックという部分で金額に入っているものがございます。

この水循環の機械なのですけれども、実は携

帯電話の通信がされておりまして、メーカーのほうでその稼働状況といったものを監視して、故障等が起こればこちらのほうに出張してきて直すという、そういった契約になっておりますので、金額としてはまずこれでメンテナンスはできているというようなことになります。

以上です。

委員長 総務課長。

総務課長 私のほうから、すみません、18節の負担金、補助及び交付金の非常勤職員公務災害補償負担金1,074万4,181円の内容についてお答えいたします。

この部分については、非常勤職員の公務災害で療養が終了し、症状が固定となったことから、障害補償年金等の支給に関する町負担金となります。負担割合は2分の1ということになります。内訳としては、一時金として支給される障害特別支給金、障害特別援護金、あと障害補償年金というふうな内容となっております。

次に、全国町村会総合賠償補償保険料ですけれども、これについては町民が対象となっております。町の施設等でけが等をされた場合の補償保険、あとイベント等でけが等をされた場合の補償保険料となっておりますので、町民全てが加入するというふうな形になっております。

委員長 深澤重勝君。

7番 ちょっと聞き慣れない言葉の部分、耳もそれ相応に劣化しているものですから、よく聞き取れなくて大変申し訳ないのですが、最初の公務負担金というのは、今言った課長の説明内容、よく分からなかったのですが、それはそれにして、いろいろ補償しなければならない制度上のほかに、俗に言う一般会計的な部分からこの負担金を支出したという、そういう意味ですか。賠償補償の負担金ですから、この額面どおりの言葉の受け止め方からすると、それ相応の仕組みの中で補償しなければならない状況でやったほかに、一般会計から負担金として1,000万円出さなければならないということの内容です

か。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

これについては、非常勤職員の公務上における災害の補償ということになります。県内で、総合事務組合のほうでこちらの事務を進めておりますけれども、実際に公務災害が発生して医療費なり、先ほど言いましたように症状が固定した場合には、障害の等級等、障害が残ったりした場合に障害補償年金などの支給が決定されるということになりますので、その支給される部分に関して町で2分の1を負担するというふうな考え方です。

委員長 深澤重勝君。

7番 分からなくて質問するわけではないのですが、そうすると人的な補償というのは極めて金額が大きくなると思うのですが、いろんな事故があつて。そうした場合に、そういうのを負担できないからいろんな保険に入ったり、そういう仕組みをつくっているわけですから、そういうものに対しての負担金なのか。様々な公務災害が起きた場合、いろんな仕組みの中で補償するわけですから、それを補って余る部分の負担金という意味なのか、そのことをちょっと聞きたいのですが、私の聞いていることが分かりませんか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

公務災害の補償ということになりますので、公的に先ほど言いましたように事故等により医療費がかかるとか、障害が残ってその分の障害年金など、公的に負担する部分を保障するというので、その2分の1を町が負担するという考え方です。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 まず、分かりました。

これは、そうすると公的な災害の事故は1件ですか。

委員長 総務課長。

総務課長 まず、公務災害の件数についてですけれども、件数としてはまず1件、大きなものがあるということで、毎年若干公務中に、まず転んでけがをしたとかそういうような部分も何件かありますけれども、今回非常勤職員の公務災害については平成26年の事故発生の部分に係るものであります。金額が多額になっているものについては、先ほどお話ししたように障害が残ったことから、一時金として支給される障害特別支給金、障害特別援護金というものがありますので、その部分で金額が多額になっているというふうな事になります。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 取りあえず分かりました。

ただ、先ほど言いましたように人的な補償というのは、事例によって極めて金額が大きくなると思うのです。ですから、そういうことが発生した場合になかなか自分で払えないから、いろんな保険に入ったりなんなりする部分を補うというのが一般的な仕組みの中にあるのであって、ですから、そういう面からして様々な、それでこの総合賠償保険のこともちょっと聞いたのですが、事故発生した場合に、自分ではなかなか補償できないから様々な保険に入っていて、それで対応するというのが一般的なのです。ですから、そういう部分をやったほかに、いわゆる自治体負担で1,000万円ということになったら、ちょっと大きな事故があつたら、それこそ大変なことではないかなということを危惧してこの内容を聞いているわけでありまして、そういうことからすれば、はっきり分かったわけではないけれども、取りあえず今回はこれでいいです。

それで、上段の総合賠償保険、これはよく交通事故なんかの補償のときに出てくる保険というのは、これを意味している部分があるわけですかということと、どの程度のことを補償する

保険料かどうか分かりませんが、48万円その
でどの程度のものを補償する内容なのか、その
辺のバランスを考えるとちょっと腑に落ちない
のですが、具体的にどの程度の事故をどの程度
まで賠償するという、そういう賠償保険ですか。

委員長 総務課長。

総務課長 ただいまの質問の部分についてですけ
れども、ちょっと資料を再度こちらのほうで精
査してお答えしたいと思っていますので、よろ
しくお聞きしたいと思います。

委員長 刈田敏君。

1 番 3点ほどお聞きします。

抜粋の14ページ、ここの不用額、備品購入費
の不用額が180万円ほどあって、附属資料にも
……

委員長 刈田敏君、今抜粋の4ページと言いまし
たか。

1 番 14ページ。

委員長 14ですね。

1 番 すみません、14ページの備品購入費、消
防費、防災対策費、備品購入費、これについて
はこちらの附属資料の148ページにその詳細書
いていますけれども、この不用額、これお聞き
したいと思います。

それと、今回550万円の、これも14ページです。
上の防災ハザードマップなのですけれども、更
新したということでもありますけれども、今回更
新したところでの町民に対するどういう感じだ
ったのかということです。効果とまではいかな
いと思いますけれども、その辺をお聞きします。

それから、抜粋の10ページの消防費の非常備
消防費の中で消防・防災アドバイザー謝金とい
うことがあります。ここのアドバイザーに関し
ては、今後どういうことを目指していこうとし
ているのか、その点お伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 初めに、14ページの17節備品購入費の
不用額184万円についてお答えしたいと思います。

これについては、令和2年度からの繰越明許
費ということで、発電機及びLEDボールライ
ト、ウェブ会議用機器について購入をして、実
際に事業費が確定したことによる不用額とい
うふうなことになります。繰越した予算とい
うことで、その予算については増減とかそうい
うふうなことができないので、不用額として計上
せざるを得なかったというふうに考えておりま
す。

次に、ハザードマップの件についてですけれ
ども、町では災害に備えるための学習ページ、
あと町内において土砂災害の危険がある箇所や
浸水が想定される区域を示した地図ページなど
で構成される防災ハザードマップを令和3年度
に整備したところであります。これについては、
年度末での完成ということで、今年、令和4年
に入ってから5月に全戸配布をしたところであ
ります。

あわせて、広報西和賀5月号において防災マ
ップの活用記事を掲載したほか、6月には町内
4会場において防災マップの説明会を開催した
ところであります。説明会のほうの出席者は、
まずこちらで想定したくらい集めることができ
なかったという部分で、ちょっとその点につ
いては説明会の開催方法についても再度検討す
る必要があるなどは考えておりますけれども、地
域の自主防災組織等も含め、今後地域で集まる
機会があった際、あと防災訓練とかする際、出
前講座というふうな形で防災マップについても
説明する機会を設けていければなというふう
に考えております。

次に、消防・防災アドバイザーの件について
ですけれども、消防・防災アドバイザーにつ
いては令和元年度より北上市在住の小山さんとい
う方をアドバイザーに委嘱して、防災対策全般
についていろいろアドバイスをいただいていた
ところであります。令和3年度は10回にわた
って来町いただき、いろいろな部分でアドバイ
スをいただいております。令和3年度においては、

町防災計画の修正や、県総合防災訓練における町会場での訓練内容の提案や訓練指導のほか、町の防災担当の職員に対してのアドバイスなどをいただいております。今回アドバイザーの事業については、当初3年間の事業として実施してきたところであり、まず令和3年度が3年目に入っているということになります。

今後についてですけれども、職員研修や防災訓練、災害発生時の町の対応等について、できれば引き続きアドバイスをいただけるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 アドバイザーについてと、それから不用額については分かりました。

ハザードマップですけれども、災害時、やっぱり危機感を持っていただくためにはもっと住民の皆さんにきちっと把握してもらわなくてはならないと思います。お金のほうもかけていると思うのですけれども、防災マップ、ハザードマップがうちの隅に置かれているようではちょっと大変なところですが、やはりそこら辺は力を入れてやる必要があると思うのですけれども、もう少し町民に知らせるようなことをすべきだと思うのですけれども、その辺はどうですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

防災マップの周知等についてですけれども、今年に入ってから地域の自主防災組織の代表者の会議をまず開いております。これまでコロナ感染拡大等の影響において、各地区における防災活動や避難訓練等がなかなかできない状況にあるということで、それらの部分も含めまして、今後コロナ禍において感染対策を行いながら、自主防災組織としての活動も再開といいますか、力を入れて、町としてもいろいろな形で支援をしたいということで会議を行ったところであります。その際にも機会を見て、地域で集まる際

に、ぜひ出前講座という形で町のほうから職員が伺って防災マップの説明等もしたいというふうなことはお話ししております。実際に総務課が主催して説明会を開催しましたけれども、時間帯なり場所なり、あとはいろいろ個人の事情等においてなかなか人を集めることは難しいというふうに考えています。総務課として、そのような説明する機会も当然設けていく必要があると思っておりますけれども、加えて地域での集まり等があった際には、ぜひそういうふうな出前講座等で住民の皆さんに周知を図っていきたいというふうに考えております。

委員長 高橋和子君。

4 番 私から2点お伺いしたいと思います。

まず最初に、抜粋の……すみません、質問に入る前にお願いなのですが、字が物すごく小さいのです。それで、探すのに老眼鏡をかけているのだけれども、なかなか字が判別できないのです。こんなに小さくしなくても、まだ余白あるから、もうちょっと拡大できないかと思えます。また、字の配置とか行間の工夫などで、皆さんはパソコンで見ているから感じないのだらうと思えますけれども、こうして出されたときに、これしか頼るものがないもので、物すごく疲れて頭痛がしてくるのです、目の奥は痛くなるし。長くやっつけられないけれども、やらざるを得ないので、それでちょっと工夫をお願いしたいです。

委員長 高橋和子君、その部分はまた別の機会、全体の数字が恐らく小さいことだと思いますので……

4 番 うん、全体小さいです。

委員長 質問のほうに移っていただいでよろしいでしょうか。

4 番 ええ、移りましょう。8ページの一番上のところに、こうして読むとき大変だから、それで言うのです。沢内庁舎の震度計の処理部移設と書いてあるので、この処理部というのは、震度計がどういうものか、ちょっと具体的に分

からないからなのですが、どういうものかということと一緒に、移設はどこに置かれているのか、そして今度この137万5,000円の予算をどういう委託先に支払っているのかお伺いします。まず最初に、これだけで。

委員長 総務課長。

総務課長 8ページの沢内庁舎震度計表示処理部移設業務委託料137万5,000円についてお答えいたします。

これは、平成8年に岩手県が設置した沢内庁舎敷地内での震度計に係る震度を表示する部分の移設ということになります。これまでは沢内庁舎、開発総合センターのところに震度幾つというのを表示する機器を設置していたところがありますが、開発総合センターを解体するということで、老人福祉センターのほうに震度を表示する部分、機器を移設するというふうな内容になっております。

業務を委託した先ですけれども、これは日本無線株式会社岩手営業所というところになります。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 そうしますと、よそで震度を測って、表示そのものだけをあそこにやるということで、どこで震度を測定するのですか。

委員長 総務課長。

総務課長 震度を測定する機器については、老人福祉センターと開発総合センターをつなぐ廊下といますか、その部分、その山側の部分に震度を測る機械は設置されております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。

では次に、もう一点お伺いしますが、先ほど同僚委員がお尋ねしたハザードマップの関連の質問ですので、よろしくお願ひします。このハザードマップですよね。これ改めて見ましたら、大分いい感じに作っていると思いますが、地図

のところのここ、赤く表示があつて、河川浸水想定がありますよね。これは、浸水のメーターを説明して、こちらに表示してあるのですが、浸水のときの雨量というのがないと、ちょっと住民が予測できないのではないかなと思います。浸水の深さ、こういうふうになるよと言われても、逃げるときにどんなふうにも雨降ってきたら危なくなってくるのかというので、一番最初のほうに雨量の説明が書いているところがあるのです。1時間当たりの雨量のときの降る状態がこうだというのは、体感でどうだとかと書いてあるのです。これは非常にいいと思いますが、実際降っているときにどんな、こういった降り方、雨量の説明はどこでどう分かったらいいのかという。雨量と浸水の関わりというのは表示できないものでしょうか、どうでしょう。

委員長 高橋和哉課長代理。

総務課長代理 それでは、浸水想定区域の色づけされている計画……マップの全部に載っているのがまず計画規模という、そういった国の呼び方をしているのですけれども、計画規模という考え方なのですが、和賀川及び横川で1時間で33ミリという雨がずっと……すみません、ちょっと時間まで私は今資料を持ち合わせていないのですけれども、ある程度強い雨が降り続いた場合にといいことで計算をしているものですが、このときのモデルになった雨というのが平成23年6月に町内の北部のほうで結構浸水がありましたけれども、そのときぐらいの雨量、洪水ということになっています。

あと、先ほど委員さんのほうから想定される雨量も記載したほうがいいのではないかという部分なのですが、毎年のように国の防災会議とかそういった中で防災マップの仕様というか、作り方の協議がされるのですけれども、雨量を表示してしまうと、その雨量になるまで避難されないという方も出てくるということがありまして、例えば雫石のほうですごく雨が、今局地的な雨が降りますので、雫石ですごく雨

が降ったのだけれども、西和賀ではあまり降らなかったという場合においても和賀川の水位が上がるということも想定されます。そうすると、一概に雨量だけでは避難の判断にはできないということもございますので、そういった部分についてはさすがに防災マップのほうまで説明というわけにはいきませんので、出前講座等を活用して住民の皆さんにお知らせというか、説明をしていきたいと思っております。

委員長 高橋和子君。

4番 今ご説明あった1時間33ミリ、これがある程度基準だということで、この表示があるという関わりが分かれば、いろいろ天気予報とか聞きながらどうだろうというような、非常に参考になると思いますので、そこをお伺いしたかったので、それで結構です。それ以上は求めません。

それと、今質疑ある中で、どう住民に周知するかということでもなかなか苦慮するわけですが、非常に内容が豊富なので、防災の時間を設けて、そしてひかり放送で計画的に大事なことを楽しく、母さんたちが聞いて分かるように放送するというのも一つの手だてだと思います。昔、沢内村のときは有線放送でいろんなものを放送して、皆さんに聞いてもらってやってきたという経緯もありますので、そういったことで防災も身近に取り組めるように、うちにいる高齢者を含めて、ああ、そうかと分かるような感じで楽しくやっていけばいいのではないかなと思うのですが、出前講座も非常にいいのですが、そういうお考えはどうでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 ただいまの件についてお答えいたしますけれども、まずひかり放送を使ってのという部分になりますと、やはり全体的に皆さんが共通して認識できる部分ということなので、防災に関する内容であれば備蓄品とか非常時持ち出し品など、そういうふうなのを準備しましょうとか、例えばそういうふうな啓発の部分ではひ

かり放送とかの活用も考えられるのかなというふうには思っております。ただ、浸水区域とか防災マップの細部になりますと、各地区によって全然事情が変わってくる部分もありますし、防災マップを実際に見ながら、その点について説明をするほうがやはり分かりやすいのかなという部分がありますので、防災対策全般に関する部分はある程度そういうふうな対応、ひかり放送での対応も考えられるかなとは思いますが、やはり全体的な部分を含めて防災マップの説明については出前講座等を中心に行っていきたいなというふうに考えております。

委員長 高橋和子君。

4番 実際住んでいる人が危ないとき、逃げなければならぬわけですが、マップ全部を暗記する必要はないわけですが、ですから、それぞれの様々なやり方で、1回ではなく、しつこく、小分けに小分けにして、その地域、今日はどこそこでもいいし、そういったやり方はたくさんあると思いますので、ご検討を是非お願いしたいと思います。ご検討しますか。

委員長 総務課長。

総務課長 6月に町内4会場で説明会を行ったけれども、なかなか参加していただけなかったというか、こちらの時間設定等も問題があったのかもしれませんが、その部分の検証を行いながら、各地区等での説明会について、こちらのほうでなるべく皆さんが参加しやすいような形で説明会を開催するよう検討していきたいというふうに考えております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私のほうからは1件だけお伺いします。

抜粋資料の9ページと10ページのところになります。それから、附属資料の146ページになりますが、消防費の中の報酬の件なのでですが、支出済額が938万1,500円になっている、不用額が8万500円なわけですが、附属資料によると18人の団員の減数となっているが、多分それかなと思うのですが、これのまず確認と、

それからさきの議会でも条例見直しで報酬の見直しがされたわけですが、それには課の……

委員長 マイクを上げてもらっていいですか。

2番 消防の団員に対する報酬が、いずれ値上がりのというか、値上げの関係からなされたと思うのですが、その成果というのが維持確保する上で幾らか見られているのか、その辺ちょっとお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 初めに、報酬の不用額の部分についてですが、これについてはまず当初予算のほうで定数に近い形で団員の報酬を計上しております。実際の団員数が定数に満たないということで、それらを加味しての予算計上というふうになっております。

不用額として発生する部分については、これは新たに年度途中から消防団員になる方がいるというふうなことも想定されますし、あと出勤等に伴う部分もありますので、それらを見込んで予算計上しているということで、若干きっちり整理はできない状況にあるというふうな内容となっております。

あと、消防団員の報酬の改定ということで、これについては全国的に消防団員の担い手不足というふうなことがありまして、国がそういうふうな待遇改善ということで動き出したということになります。それで、町のほうでも報酬の改正を行ったところであり、これについては令和4年4月から適用になるということで、まずあまり報酬が上がったから団員になってくれるというよりは、消防団員としてどのような活動をしていただけるかというふうな部分、そういうような説明を行いながら、地域でも支えながら団員数の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。

そうしますと、この不用額は3年度においては18人の減となっているのですが、この分の146ページのところに記載になっているのですが、団員構成の中で。多分私、これの減の分のかなと思ったのですが、それで実は今総務課長のほうからも、さきの議会でもいろいろ協議の上、条例の改正で報酬が見直されたわけですが、実は団員の中からですが、部長が今25名ほど、昨年25人いらっしゃるわけですが、ということは部が25あるということになるのかなと思うのですが、団員の報酬は見直されたわけですが、部長の報酬は前回見直されなかったと、まず本人というか、何人かからお聞きしているわけですが、それで報酬の差があまりなくなったというようなことははっきり聞いています。

それで、部長というのは、いわゆる部を統括し、またやはり団員の維持確保にもかなり苦勞されているのが現実でありまして、それでこの決算で数字を問うのではなくても、実際消防事業に対して、こうした団員の維持管理をする部の部長の責務というか、やっぱり労苦も大変だなというふうに感じるわけです。

そうした中で、新年度というか、4年度はもう始まっているわけですが、こうしたことを踏まえながら、報酬は単に部長だけ上げるとか何かではなくても、町としてこれだけ団員が不足していく中で、やっぱりいろいろ検討する余地もあるのではないかなと思うのですが、反省の意味で担当課としてどのような考えを持っているかお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 消防団の団員等の報酬の関係については、令和4年3月議会で審議いただき、まず4月1日から改正するというので、その際にも説明をしましたが、団員及び班長、その基本となるものが、まず国のほうで示された報酬額というものがありまして、それと比較した場合、当町の場合、団員、班長等が極端、そ

らと差があるというふうな内容で、団員及び班長の部分の報酬の引上げを行ったという経緯があります。

今回、今年の4月から報酬が改定になったということで、まずそれも大きな前進だとは思っております。報酬を改定して、またすぐに改定するというふうな考え方にはなかなか難しい点があると思いますけれども、まず団員の活動等についてはどういうふうな活動をしているかも含めまして、消防団員の待遇改善に向けた検討は引き続き行っていく必要があるものと考えております。

以上です。

委員長 今回の質問は4年度予算になってきますので、今の件に関して再質問であれば行わないでいただきたいと思います。

(4年度予算というか、関連ですの声)

委員長 決算に関連しますか。

(はい、しますの声)

委員長 では、北村嗣雄君。

2番 いわゆる見直された報酬について、今総務課長がおっしゃるように、単にすぐ改定とかというのは当然できないと思います。それで、いずれ反省がどの程度受けるか受けないかは、これは私の提言で、担当課のほうですることなのですが、ただこの経費、予算の中というか、決算の中に分団のいわゆる活動謝金というのがございます。分団の運営謝金というのが35万円ほどあるのですが、それで次年度にこの予算をどうのこうの、部のほうにメリット感ではなくても、そういうのも含めて、いわゆる3年度の反省にならないのかなと思って、まず私あれなのです。予算を見てくれとかというよりも部の活動資金というのは、いわゆる分団からはその分団ごとによるかも分かりませんが、なかなか配分されていないのが現状なようですので、その辺。部の活動というのは、極めて貴重な活動だとまず感じますので、そこは1つあれです。反省として私が提言した今の課題に対して、ど

う感じるのかなと思ってまず質問したわけですので。

委員長 今のは質問になりますか。

(そうですの声)

委員長 質問です。

総務課長。

総務課長 部の活動なり団の活動全て、いろんな部分で消防団員の皆さんは大変ご苦勞されていることと考えております。まず、今いただいたご意見も含めまして、消防団員の待遇改善については引き続き検討をしていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで総務課への質疑をひとまず終了し、次のふるさと振興課の審査に移るため、11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休 憩

午前11時15分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、ふるさと振興課の審査を行います。ふるさと振興課が所管するのは2款総務費であります。

ふるさと振興課長から事業の説明を求めます。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 こんにちは。それでは初めに、ふるさと振興課の出席者を紹介させていただきます。課長代理の内記良伸です。特命主幹の高橋勉です。主査、高橋和子です。同じく主査の高橋直幸。同じく主査の高橋良栄でございます。どうぞよろしく申し上げます。

お配りした資料の令和3年度西和賀町一般会

計歳入歳出決算書（抜粋）により、ふるさと振興課が所管する事業の歳出の主な内容について説明させていただきたいと思います。

ページの5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。2款1項1目一般管理費は、職員給与に係るものです。

6目企画費の1節報酬は、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員の報酬、あとは会計年度任用職員の集落支援員、地域おこし協力隊に対する報酬となります。あとは、特命主幹の分も入っております。あと、集落支援員は平成29年度から1名を採用しているということで、あと特命主幹につきましては令和元年度から、また地域おこし協力隊につきましては令和3年度に新たに1名を採用し、主にふるさと納税分野ですとか、地域のウェブ作成支援等にも取り組んでいるところでございます。

7節報償費ですが、ふるさと納税返礼品費用は返礼品を提供する町内事業者への支出となります。なお、令和3年度のふるさと納税寄附額は1億9,341万8,200円となっております。

10節需用費中の消耗品は、ふるさと納税に係る経費が主なものとなります。燃料費は地域おこし協力隊の車両等、印刷製本費はふるさと通信印刷等に要した経費となります。光熱費は、まちなか交流館に係る経費が主なものとなっております。

11節の役務費の通信運搬費は、主にふるさと納税に係る郵便料、送料となります。

続きまして、7ページ、8ページ目をお開きください。ふるさと納税推進支援業務手数料は、新規返礼品の開発、寄附者への情報発信等に対し、委託する業者への契約により寄附額の5.6%の支出となっているものです。そのほか謝礼品の発送事務手数料、クレジット決済手数料などの支出となっております。

12節委託料ですが、地域産品発送業務委託料は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限により販路を失った地域産品の活用

と、行動自粛を求められている出身者への発送による町内事業者支援と出身者との関係深化を目的として、町出身者に地域の特産品をお送りした内容となっているものです。ふるさと納税情報発信業務委託料につきましては、ふるさとチョイスポータルサイトの運用、プロモーション支援に対しての支出となっております。

13節の使用料及び賃借料、ふるさとチョイス使用料は、ふるさと納税の寄附に際し、ポータルサイトを利用し、寄附を行った場合の寄附額の1%を使用料として支払っているものでございます。

14節の工事請負費は、若者単身者用住宅建築工事の建物に係る前金払いの分と、進入路工事として上層路盤アスファルト舗装の実施についての支出となります。

18節負担金、補助及び交付金では、地域おこし協力隊起業支援補助金として観光商工課に配置しておりました協力隊1名、ふるさと振興課に配置しておりました隊員1名に対し、各100万円ずつの補助金を支出しているものです。

9ページ、10ページをお開きください。空き家活用促進事業補助金返還未済額60万円ですが、令和3年度に空き家改修に係る補助金を概算払いいたしました。所有者との調整が進まなかったことから白紙となり、返納の手続を進めておりましたが、出納整理期間まで納入に至らなかったものとなっております。まず、本人には返納の意思はあるものの経済的な困窮もあり、全額を一度に返還は難しいということから分納誓約を交わし、令和4年度から返納を受けているという状況にございます。続きまして、地域活動連携支援費交付金としてですが、こちらは旧小学校区を単位として、地域が連携して取り組むふるさと交流事業への活動費補助金としてでございます。また、空き家関係では空き家解体助成事業補助金2件分を交付しております。

8目自治振興費の18節負担金、補助及び交付

金の自治活動支援事業費補助金は、自治活動を支援するものとし、29行政区へ支出しております。自治総合センターコミュニティ助成事業補助金は、事業採択となった2地区の自治活動に係る備品等購入に対する補助金として交付されたものです。

主要事業の詳細につきましては、決算附属資料の58ページから64ページに掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ふるさと振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 質問したい点は多々あるのですが、時間の関係もありますし、ほかの委員の皆様方もいらっしゃると思いますので、まずは3点について伺いたいと思います。

まず、決算の附属資料の59ページ上段のふるさと納税推奨事業ということですが、これまでもふるさと納税を推進するに当たっては、例えば返礼品の数であるとかそういったところが非常に重要だというような議論もあったかというふうに思いますが、令和3年度において返礼品等の開発はどの程度行われて、何品程度増えたのか、その点について。

その下のまち・ひと・しごと創生総合対策事業ということで、実施状況の中で、報償費で地域商社検討に係る専門家謝金ということで、金額としては少額であります。こういった方を専門家として招聘して借金をお支払いしたのかという点について。

もう一点ですけれども、62ページ、ふるさとを遠くで見守る応援事業ということで、事業概要を見ると意向調査を222人から行ったということですが、その意向調査の状況と、その調査を検証して今後どういったことにつなげていきたいと考えているのか、その点について伺いたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税の部分についてでございますけれども、返礼品につきましては今390のパターンほどあります。事業者につきましては、37事業者ほどが返礼品事業者としてまずご協力いただいている状況にあります。新たな返礼品というものにつきましては、これまで新商品という形であり出てきているものはございませんけれども、大体が組合せを変えたりですとか、定期便というような形で、そういうふうなパターンを加えまして、より多くの方の寄附額の獲得につながるような仕組みを取っております。まず、あとその季節、季節によって例えば彩り豊作祭り、年越し祭り、魅力祭りというようなことで、そこに商品を充てるような形で、より商品のPR度を高めているというような形でございます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進の部分の地域商社の関係ですけれども、こちらにつきましてはどのような方かということ、まず元県の職員の方で、発明協会に在籍されております方で、地域商社という部分に詳しい見識のある方をお招きして、関係する部署とかそういうところで、内部での検討ではなくて学習、勉強会というような形で、まず地域商社というものについてご講義いただいたというような形でございます。

あと、ふるさとを遠くで見守る応援事業につきましては、こちらにつきましても発送につきましては1,873件ほどということで、その人数の方にお送りしたことになりますけれども、アンケート結果につきましては大体136の回答があったものでございます。いずれこの回答結果につきましても、町のそういう関係人口という部分に結びつくものと考えておりますので、そのアンケート結果を基にしながら、関係人口の拡大プランというようなものを今作成している段階ですので、そこに生かしていこうというふ

うに思っているものでございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 そうすると、ふるさと納税であります。令和3年度では新たに返礼品の開発、新商品というものはなかったということなのか、その確認。

総合戦略の地域商社の件については、勉強会を開いたということの説明がありましたが、地域商社の検討はほとんどまだ進んでいないという現状なのか、令和3年では。その辺の確認。

そして、意向調査については、関係人口を増やしたいという意図があってアンケートを取っているのだというふうに思いますが、例えばどういった項目でそのアンケートを実施されて、どういったご意見等があるのか、その辺も少し具体的にご説明をいただければと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税につきましては、新たな新商品というものはなく、これまであった商品のパッケージを変えたりですとか、あとは発送する中に一緒に折り込むような、そういう各事業者からの思いを伝えるような形のを同封するというような仕組みで取組は行ったということでございます。

あと、地域商社のほうの検討についてなのですが、令和3年度につきましては学習会にまずプラスしまして、あと関係する機関ということで、例えば産業公社ですとか、あと観光協会ですとか、そういうところのヒアリングを実施したというところでございます。そのようなところから新たに先ほどの講師の方を交えながら、商社の可能性というものについて、さらに内部でも話し合いとか、検討まではいかなかったのですが、そういうふうなところで状況把握に努めたというものになっております。

ふるさとを遠くで見守る応援事業のアンケー

ト結果の部分についてなのですが、まず西和賀町とどのような関わりを望んでいますかというような回答の部分では、西和賀町への移住を考えているかどうかですとか、定期的に帰省して家族や友人と関わりを持ちたいかですとか、あとは地場産品の購入などに関わりたいかというような形で、いずれ町との関係性という部分を導くようなアンケートを行っているところでございます。

まず、西和賀町へ移住を考えているというのは5%ほどの回答がありましたし、定期的に帰省して家族や友人と関わりたいという部分については63%というような高い数字にもなっております。また、地場産品の購入などで関わりたいというのも45%というような数字が出ているものでございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 ふるさと納税についてですが、返礼品の新規開発はないということでご説明いただきましたが、先ほど決算抜粋の決算書の説明の中で、例えば8ページ等からふるさと納税事業推進手数料であるとか、ふるさと納税に関する委託料が入ってくるわけですが、課長のその中の説明で商品開発であるとか、そういったことも含めて委託先に委託をしているような説明もありましたが、特段新商品の、明確に何種類ぐらい増やしていきましょうというような、そういう設計書の中で委託はされているものではないということですか。できなければやらなくてもいいということの委託なのか、その辺の確認。

第2期の総合戦略については、かなり地域商社の役割というか、そういうものが大きいのではないかなと個人的には思っております。要するに地域商社が立ち上がらなければ、第2期総合戦略も前に推進していかない面があるのではないかなというふうに思っております。地域商社がなかなかというか、立ち上がる、そのめどがまだお話にならないわけですが、もう少し速

いスピードで地域商社を立ち上げていかないと、第2期総合戦略の成果は期間内では達成できないのではないかなというふうに思っているのですけれども、今回いろいろ関係機関、あるいはこういう専門家を交えて地域商社の勉強会というか、そういう話をしたということですが、地域商社設立に対して現状で課題であるとか、どういったことが令和3年度で見えてきて、それをどうしようとしているのか、その点について伺いたいというふうに思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

ふるさと納税の部分につきましては、新たな商品開発というような部分も、そういう部分も仕様の中には入っておりますが、具体的に何品目というような数を示しているということではなく、新たな商品パターンというようなものもその開発の中には含まれているというふうに考えているところでございます。ある程度、今一生懸命町の中にあるそういう資源、新たな資源というものを発掘していきたいというふうに取り組んでいるところですが、各返礼品事業者さんで出せるものというものは大体今いっぱいというか、出しているところで、新たにまたその事業者さんも努力して取組を行っていただいているというところの段階にあるものでございます。ですので、3年度については取組としては、やはり年4回のそういうふうな定期的、時期を捉えた商品発送というような商品の提示であったりですとか、あとは様々な商品を組み合わせるような形で提供するような仕組み、あとは定期発送というような形で寄附者の方への要望に応える、そういう商品というものを主に進めてきたというところでございます。

あと、地域商社の検討についてなのですが、令和3年度についてはいずれ勉強会を行い、関係機関のヒアリング等を行ったという状況でございますけれども、問題点といたしましてはそういう地域商社の機能として、それを受け

入れられる体制という部分のところが問題というか、課題であるというふうに思っております。まず、そういう部分の体制について、やはりしっかりと検討していきたいというようなことから、今は具体的な事業所名というのはあれですけれども、まず改革の検討委員会というような部分の中でも検討は重ねているというところがございますし、あとは関係する機関で、例えばそういう商社機能を用いるようなところについても併せて検討していきたいというふうに今は考えているものでございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 あんまり1人で長時間もよくないというふうに思いますが、ふるさと納税の返礼品については、その仕様書の中には新商品開発等がうたわれているというような答弁があったわけですが、特にやらなくても委託業務の完了的には問題がないということですか。例えば工事の請負でいけば、100メートルの水路を入れるのに100メートルやらなければ完成検査は通らないということなわけですよ。その辺は非常にあやふやな形で、業者さんも頑張っているというところは十分理解をして話をしているのですけれども、ある意味その人たちとズブズブで担当課としては業務発注しているということのように見えてしまうのですが、税金を使った事業でありますので、その辺はきっちりしていただきたいと思いますが、その辺についての考え方。

なぜ地域商社のことをお話ししたかという、基本的には、個人的にはなかなか地域商社は多分設置できないだろうという予想をしております。そういったものを今回の第2期総合戦略の中心の中で計画をしてしまっていますので、相当努力をしてやってもらわないと、なかなか成果は出ないのではないかなというふうに考えております。多分担当課長もその辺は身に染みてお分かりではないかなというふうに思いますが、

集中的に地域商社設置に向けて議論は重ねていただいていると思うのですが、毎日その議論されているわけでもないし、多分1年も1年半もかかって議論することにあんまり意味がないかなというふうに思いますが、その辺についてどのような考えですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、いずれも新商品の開発という部分でいきますと、確かにそういうふうな仕様になりますとなかなか難しいというところで、新たなものは生まれなくても、いずれそういう組合せですとかそういうふうな形で、まず可能な限り寄附者の方に応えるような商品を出していく、提示していくというところになっていると思います。

また、委託する業者と町との関係というか、仕様書と契約の関係についてもですけれども、いずれしっかりと話し合いを、打合せ等も持ちながら、実際にどのようなことに取り組んでいくかということも明確に確認をした上で、かなりの情報発信等も行っているというところがございます。しっかりとした契約を行いながら事業に取り組んでいただいているところがございます。

あと、地域商社につきましても、いずれ今機能として求める部分というのは、恐らく営業ですとか企画部門の強化という部分ということで、そこで新たな町の資源を発掘して、それこそふるさと納税でもないですけれども、そういう部分を発掘しながら販路拡大を図っていくというような部分を考えているものがございます。そうなりますと進める体制というものの在り方が重要だという、当然のことなわけですけれども、思っておりますので、その部分をしっかりと検討しながら、そういう組織化に向けていずれ努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 空き家対策で空き家解体の件なのですがけれども、2件ということで、満額執行されたことだと思いますけれども、今後その枠を拡大できないものかということと、今うちの地域、生活保護をもらって、小屋が雪に押し潰されたりしておりますけれども、そういうふうな困っている方々に優先順位をつけたりとか、そういうふうなことはできないものか伺います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

空き家の解体の事業についてでございますけれども、こちらの事業につきましては町のほうで空き家だというものを把握しながら、その適正管理を促すというようなところで、まず空き家調査を実施した結果についてお知らせをしているという状況にあります。その中から、そういう情報を得て空き家を撤去してしまいたいというような、そういう申請の下に事業を執行しているという状況でございます。

今年度につきましても補正を認めていただいたということで、これまでも累計としては、4年度も含めるのですけれども、今時点で4件ほど解体を行っているというもので、今後についても予算上についてはさらに4件ぐらいの要望があるということで押さえているものがございます。

まず、申請が来た段階で、私どもも申請内容を確認しながら判断するのですけれども、正直今委員が言われたような部分のそういう配慮というものはございませんが、いずれその申請に基づきまして適正に執行はしていこうというふうに考えておりますので、まず公平のある、そういう情報発信というものは行っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 あまりいっぱいいろいろ言っているほうが訳分らないから、ちょっとずつやりますの

で、よろしくお願ひいたします。

これは、附属資料の59ページ、隣の10番さんもいろいろ話はされて、1つは後にやりますので、下のほうにまち・ひと・しごと創生総合戦略会議……

委員長 マイクに近づいてお願いします。

9番 この会議を1回しかやっていないということで、計画では3回となっているようですが、なぜ計画に沿って、何が理由でこうなっているのかをまずお伺ひします。

それから、まち・ひと・しごとの事業費は85万円になっていますけれども、使った金は85万1,000円になっていますけれども、この1,000円はどこから来ているのかということをお願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

まず最初の総合戦略推進会議のほうからでございますけれども、令和3年度につきましては1回の実施ということになっておりまして、この会議につきましては第2期の総合戦略が令和3年度からスタートしたというようなこともありまして、この会議の内容的な部分でいきますと大体報告事項として現時点での人口の推移ですとか、第2期総合戦略の主要事業についてのそういうテーマを設けた説明を行って、委員から意見を聞くというような部分になっておりますし、あと協議事項としては第2期の検証方法ですとか、第2期における主要事業、地域商社、関係人口の拡大、事業についての今の取組状況というようなことでの第2期に取りかかった部分での説明ということで、委員の皆さんへの理解を促すというようなことでの会議となっております。

実際3年度につきましても回数を何回という形にはしてはしておりましたが、いずれ予算上3回取ってございましたけれども、これまでも総合戦略の会議の持ち方としては各事業の検証というような形で、実際の事業についてどうい

ふうな回数をこなしたというような事務事業評価的な部分の会議の持ち方が多かったのですけれども、令和3年度からにつきましては主要事業についてより深く理解を図りながら意見を伺うというような方向に持っていくことと、あとある程度の年度、年度でのそういう検証結果というものを会議の中で検証していくことが大事であろうということから、3年度については1回の実施となっております。

ちなみに、4年度につきましては関係人口の拡大プランの検討というような部分を必要としているのと、各施策の検証ということで2回は実施をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長 内記良伸課長代理。

ふるさと振興課長代理 私のほうからは、まち・ひと・しごと創生総合対策事業の決算額の差異についてご説明させていただきたいと思ひます。

事業決算額が附属資料の59ページで85万円と表示をしておりまして、その下の実施状況のところ各節別の内訳をおつけしておりますが、こちらの合計が1,000円多いというご指摘をいただいております。こちらの内訳をつくる際に、端数処理を、すみません、計算ミスをしておりまして、旅費が1万6,000円と表示しておりますが、実際の決算額が1万5,720円となっております。その他の節でも四捨五入の繰り上がりがあった関係で、本来ここ1万5,000円と表示すべきを1万6,000円ということで誤った表示をしてございました。訂正をしておわびをしたいと思います。

委員長 早川久衛君。

9番 間違いは誰にもあるわけですから、それを追及したってしょうがないわけで、ただ1回しかやれなくて、不用額がまち・ひと・しごとで45万円ですか、不用額。こんなに出して、本当はやることで職務怠慢にならないですか。せっかく3回もやって、予算取って、予算ない

とか、いっぱいやってなら話分かるけれども、45万円も不用額を出して、それで当初は3回を、この戦略会議をやると言っておきながら1回しかやらない、それがいろんな理屈は言えるけれども、これは私は職務怠慢と言うしかない、こう思います。

では、次に移ります。次に、抜粋の8ページ、これに若者単身住宅の進入路工事172万7,000円と載っていますけれども、これには愛児会の土地が入っていると聞きましたけれども、入っていないですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

土地の関係につきましては、いずれ町有地と愛児会の土地というようなところに入っている部分があるかと理解しておりますが、いずれ今回の事業について、まず愛児会のほうとも協議させていただいて、事業については土地の利用はしていただいても結構ですというようなことのそういうふうな了承を得て進めたものでございます。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 誰が言った、言わないではないのだけれども、理事長そのものが全然分からないと言っているから、これはもう屁理屈です。そういうのは、これは事業そのものは終わっているわけですから、これまた職務怠慢だと思いますので、よろしく願いをします。

次に、また59ページにふるさと納税事業の中で1億1,020万2,000円と事業費ありますけれども、事業内容を足せば1億973万3,000円ということで46万9,000円の差が出ますけれども、決算書では37万2,969円という不用額が出ていますけれども、この差は何ですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 大変申し訳ございませんが、調べさせていただいて回答させていただきますので、少々お時間いただきたいと思います。

委員長 高橋宏君。

8番 私から1点、抜粋資料の10ページに、先ほど課長からも説明があったのですけれども、空き家活用促進事業補助金返還未済額、概算払いにして、本人からできないということでの、払う気はあるのだけれども、分納にしているという話がありました。これは、初日にあった監査報告の中のことだと思います。監査報告の中で、概算払いしてから3日後に担当課に申請者から補助金の申請時の条件不履行があつて困難になったという申出があつたというふうにあつたのですけれども、概算払いをして3日後というあまりにも、決定してから3日後にはもうできませんという話があつたという、申請時の手続上での問題はなかったのか、まずその点についてお伺いします。

委員長 内記良伸課長代理。

ふるさと振興課長代理 ただいまご質問いただきました空き家活用促進事業補助金返還未済額60万円の件に関して、私のほうからその概要と手続経過についてご説明をいたします。

本件につきましては、空き家活用促進事業補助金の交付決定をした事業に対して補助金の概算払いを行ったものの、補助事業を完了できない状況となったため、補助金交付取消しをし、概算払いをした補助金60万円の返還を求めているものの、年度内に返還されずに未済額として処理されたものでございます。

補助事業の申請概要は、空き家を改修して自宅とし、移住による定住を目指す内容となつてございました。事業は、床など空き家内部の改修と家財道具を撤去する内容で、事業期間が6月15日から7月30日まで、事業費が164万円ということで、6月4日に申請がございました。申請の書類といたしましては、改修工事に係る図面と見積書、それから現況写真、それから土地建物売買仮契約書の添付があり、これらをもって内容の審査を行った結果、事業内容を適正と認め、補助金60万円の交付決定を行つてござ

います。交付決定後に補助金の概算払い請求があり、申請内容と照らし合わせた上で概算払いを決定し、指定口座へ60万円の振込を行ってございます。

11月に入ってから相手方より相談を受け、空き家所有者との土地建物売買の調整に時間を要しているため、本年度中の事業実施完了が難しいとお申出を受けまして、補助金の交付取消手続を行い、補助金60万円の返納手続を進めておりましたが、出納整理期間までの返還に至らなかったものとなっております。

補助事業全般として、補助金交付決定後の環境や状況の変化などにより事業を変更、中止する場合はあり得るわけですが、本件に関しましては概算払いの判断において確認が不十分であったと反省しているところであり、返還未済という状況まで至ってしまったことを含めておわびを申し上げるところでございます。

今後におきましては、決算監査でもご指摘をいただいているところですが、補助金等の申請における関係書類を吟味しながら慎重な審査に努め、必要に応じて資金計画などの確認追加資料を求めるなど、補助事業が確実に実行されることを担保した上で、限られた財源を適正かつ有効に活用する意識を持ち、補助金の公益性と実効性も検証しながら、適正な手続執行となるように努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の本件の返還未済金につきましては、冒頭の説明にありましたように相手方と分納誓約を取り交わし、現時点で3万円の返納を受けております。引き続き相手方の経済状況、それから返還の意識を確認しながら、完済までしっかり手続を進めてまいります。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 手続上、書類上は全て問題なかったということでのいいのでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回のこの事業につきましても要綱を設置しまして、その要綱に基づいているのと、あと町の補助金交付規則というもののの中で概算払いというふうな規定がございますので、まずそれに沿った形と、あと求める提出書類等につきましてはその要綱に規定しているとおりのものをまず提示を受けたということでございます。手続としては、そのとおりには進めたというものでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 概算払いというのは、監査にあるように特例としてという部分があるのですけれども、かなり本人が急いでいたのか、急がなければいけない事由があったのか、でなければ通常の手続でやるべきではなかったかと思うのですけれども、今担当のほうから反省の話があったのですけれども、ではどこに一番不備があったということなのか。相手側からかなり早くしてほしいというようなことがあったのか、不備として現在考えられる点はどういう点なのか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

かなり急いでうちを求めたいというような、そういう意向がございまして、私どもの課といたしましてもやっぱり移住、定住を推進する課というようなところもございまして、まず適正な処理の下、急いで進めたいというふうに頑張ったよというようなところではございます。

ただ、反省といたしましては、やはり書類上では確かにそうなのですけれども、必要なものを求めてはいますが、実際の確認行為という部分では、例えば見積りですとか覚書というような部分でいきますと、例えば所有者側への確認ですとか、あとそういう工事を請け負った側との確認ですとか、移住されている方の人物像というものもなかなか把握できないという部分もある中で、やっぱり少し難しい部分はあったのかなというふうに捉えるところもあります。

ただ、いずれ本人だけではなく、関係する相手側とのそういう確認の部分をしっかりと私どもで行うというところが必要だなというふうに思いました。

あとは、担当した者がやっぱり当然進めるのですけれども、それとはまた別の者が書類上の確認ですとか、事業の正当性ですとか、そういう計画的なものというものも判断しながら進めるべきだということを今捉えておりまして、現在はそういうような扱いのほうで事業は進めさせていただいているところでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 担当課の話もあるでしょうし、最終的決裁、上司ということもあると思いますので、これ以降については総括のほうで質問したいと思いますので、一旦ここで終わります。

委員長 ほかに質疑のある方は。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これでふるさと振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここでふるさと振興課への質疑をひとまず終了し、昼食のため1時まで休憩いたします。

午後 零時05分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、企画課の審査を行います。企画課が所管するのは2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。

企画課長から事業の説明を求めます。

企画課長。

企画課長 皆さん、こんにちは。企画課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、当課の出席者を紹介いたします。課

長代理の刈田明宏です。主査の高橋祐征です。主任の笹井徹です。主任の有原隼人です。最後に、私は企画課長の吉田博樹です。今日はよろしくお願いたします。

それでは、当課の主な事業についてお配りしております資料により歳出及び歳入についての内容について説明させていただきます。

それでは初めに歳出ですが、抜粋の資料になりますが、13ページと14ページをお開きください。2款1項2目文書広報費、10節需用費のうち印刷製本費308万円は、広報西和賀の印刷代となります。

12節委託料は112万8,000円の決算額であります。内訳は、ふるさとCM大賞作成に係る委託料として5万円、また町の公式ホームページ保守管理業務委託等に係る委託料として107万8,000円でございます。

次に、15ページと16ページをお開きください。3目の財政管理費でございますが、12節委託料176万円は決算を分析し、統一的な基準による財務書類を作成するための委託料でございます。

5目財産管理費、24節積立金3億850万円は、それぞれの基金の設置目的に応じ、予算に基づき積み立てたものでございます。主なものとして、今後の公債費の増加に備え、減債基金2億1,207万7,000円の積立てを行ってございます。また、がんばる西和賀応援基金には9,622万5,000円を積み立てております。

6目企画費、1節報酬、雪国文化研究所研究員の報酬239万5,740円、3節職員手当等、4節共済費の合計83万2,614円を足した322万8,354円が雪国文化研究所職員の人件費になります。

12節委託料のうち第2次総合計画後期基本計画策定支援業務委託料188万1,000円は、後期基本計画策定に向けて業務委託をしたものであります。具体的には、前期計画の検証の部分で各課ヒアリングの実施及びまちづくりアンケートに係る業務でございます。

次に、町民バス運行業務委託料3,249万7,719円でございますが、令和3年3月末で県交通全面撤退に伴い、町民バスの拡充によるバス運行の維持を図ったものでございます。同年10月からは、盛岡行きの山伏線も委託業務に追加し、本格運行を開始してございます。山伏線実証運行業務委託料483万5,160円は、岩手県交通が廃止した盛岡行きのバス路線、山伏線になりますが、これについて令和3年9月まで本格運行に向け、利用者ニーズ調査をするため実証運行を行ったものでございます。

次に、バスロケーションシステム導入業務委託料390万5,000円は、町民バスの位置情報をスマートフォンなどで確認できるシステムを導入したものでございます。あわせて、サイネージ、テレビ画面でございますが、こちらをさわうち病院と湯夢プラザの2か所に設置してございます。

17ページと18ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金のうち株式会社西和賀産業公社事業推進補助金211万9,000円は、一般国道107号の通行止めにより道の駅錦秋湖が休業となったことから、代替店舗開設により減収分を確保しようとする取組に補助したものでございます。乗合タクシー運行維持費補助金196万360円は、湯川温泉方面を運行している湯けむりタクシーに対しての補助金になります。

19ページと20ページをお開きください。12款公債費、元金7億3,390万3,895円と利子4,184万776円の合計7億7,574万4,671円は、一般会計の地方債の償還費用です。

14款予備費は、予算額500万円のうち274万2,000円を各科目に充用したものでございます。支出については、充用先の科目に反映されているものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。1ページからになります。1ページの2款地方譲与税から7ページの13款交通安全対策特別交付金まで、それぞれ国及び県から交付になったもの

で、そのうち12款地方交付税についてですが、普通交付税は37億348万3,000円、特別交付税は5億5,855万3,000円となっております。

次、15款使用料及び手数料でございますが、74万6,300円は町民バスの使用料です。

また、9ページの22款4項に雑入として山伏線実証運行運賃がございます。こちらは、令和3年3月まで実証運行を行った盛岡行きの運賃でございます。

戻っていただいて7ページになりますが、16款国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものでございます。

17款2項1目総務費県補助金1,119万8,000円は、地域経営推進費とバス運行に係る県補助金であります。

6目消防費県補助金656万2,000円は、消防用小型ポンプ積載車等購入の財源として電源立地地域対策交付金ということで交付になったものでございます。

9ページと10ページをお開きください。20款繰入金2億6,800万円は、減債基金、人材育成基金、まちづくり振興基金、がんばる西和賀応援基金をそれぞれ繰り入れ、各事業の財源として充てております。

21款は、令和2年度からの繰越金になります。

22款3項貸付金元利収入は、湯田牛乳公社からと株式会社エステックからの返済額になります。

11ページと12ページをお開きください。23款町債3,900万円は、老人医療費給付事業の財源に充てたものでございます。

なお、企画課の決算概要につきましては、附属資料の57ページと、149ページから151ページになります。

当課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 企画課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 私から2点ほど質問をしたいと思います。

まず、第1点は附属資料の149ページ、企画課の分ですけれども、この中の財政管理の中で中期財政計画の見直しということで、令和3年度は令和2年度の決算、普通交付税額を踏まえて将来見通しの見直しを行ったということですが、その詳細というか、説明をいただければというふうに思います。

もう一点は決算書の歳入についてであります。10ページの雑収入の中で、先ほど課長からも説明がありましたが、湯田牛乳公社から貸付金の収入が1,000万円ということで歳入に見込まれておりますが、湯田牛乳公社に対する町からの貸付金残金は令和3年度でどの程度あるのか、まずその点について伺いたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

まず初めに、中期財政計画の見直しの部分についてのご質問でございます。令和3年度につきましては、歳入の部分から申し上げますと、やはり新型コロナウイルスの感染症の対策の関係での交付金等の歳入という部分が多くなってございました。それに対応する部分として、今度歳出の部分でございますが、全体的な部分からいいますと、やはり減債基金といいますか、公債費の償還、そういった部分が高止まりしている年度でございますので、その部分への活用として減債基金の活用という部分を割と手厚くしているというふうな見直しもしてございます。あと、引き続き水道料金等の公共料金の見直しの部分に進めるよう検討はしているところでございます。

牛乳公社の残額でございますが、3年度の収入を得た残金としまして、あと2,000万円残っております。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 中期財政計画の見直しですが、その見直し分は令和2年度の決算を終えての見直しとい

うことだと思いますが、今回令和3年度の決算を終えて、また中期財政計画を少し見直す感じになるのか、現在の中期財政計画と比べてどういった感じなのか、その点、詳しいことは口頭では多分説明しづらいと思うので、説明できる範囲内でよろしいかと思いますので、お願いいたします。

牛乳公社の貸付金、あと2,000万円残っているということですが、大分牛乳公社の経営も安定をし、いろいろこれから目指すビジョン等もあるようですが、令和3年度の決算を終えて残り2,000万円については繰上げでも返済をしていただくような、そういう考えはないのか、その点について伺いたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 初めの中期財政計画の部分についてお答えしたいと思います。

委員おっしゃいますとおり、令和3年度の決算を踏まえた中で計画の見直しはこれから着手するという事になってございます。当初令和8年度で財源不足として見込んだところでございますけれども、これまで取り組んできました中期財政計画、収支改善策によってそういったところには至ってございません。引き続き令和3年度の実績を踏まえながら見直しを図って、今後の財政運営を図っていききたいというふうに考えてございます。

あと、牛乳公社に関しましてでございますが、現時点では繰上げについては、話はちょっと進んでいない状況でございますし、今後経営状況を見ながら、その辺についても検討は必要になってくるのかなというふうに感じてございます。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも2点聞きたいと思いますが、1つは附属資料の57ページの地方交通路線対策事業、バスロケーションシステム導入に390万円ほど使われております。これは、導入の際に担当の説明として、高校生を寒い中、バス停に置くわけにはいかないというような説明

をされたと思っております。

先ほど説明あったさわうち病院とほっとゆだに入っているテレビの映像での時刻を見られるというシステムを当初西和賀高校に入れるというような話を聞きましたけれども、西和賀高校のほうでは必要ないということで断られたと。あと、各バス停で子供たちがスマホで見られるというのもしか今年度になってから本格運用になったというふうに私は聞いているのですけれども、導入に当たってどの程度、本当に西和賀高校とか生徒の必要性、ニーズを把握した中でこの事業を計画されたのか、その点についてが1つ。

町民バス本格運用、100円での運行になったと思うのですけれども、たしか全体的に経費と収支も出ていたと思うのですけれども、担当課として運用は予定どおりの町民の利用だったのかという点について、2点についてお伺いいたします。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

初めに、地方交通路線対策事業の中身のバスロケーションシステムの導入という部分についてお答えしたいと思います。ご質問にありましたとおり、バスロケーションシステムのモニターについてはさわうち病院と湯夢プラザに設置をさせてもらってございます。また、高校に設置しようとしたところ、校長さんのほうといたしますか、学校のほうから、ちょっと課題も多いので、設置を見送らせてほしいというような形で連絡をいただいたものですから、設置を見送らせてもらってございました。

次に、ニーズの把握でございますけれども、直接高校生の皆さんにニーズ把握したという記憶はちょっとないのですが、ただ住民の方から高校生が寒い中、ジャンパーも着ないで、帽子もかぶらないで立っている状況を見るとかわいそうだというようなお話も何度かいただいています、そういったことを考えると町としても

何か手だてが必要だということもございまして取り組んだところはございます。

あと、バスロケのスタートの始まりですが、2月から導入は開始してございまして、ただちょっと導入試験等の調整等入りまして、実際には3月からは本格運用させてございます。3月から8月までの運用の状況でございまして、1日当たり1,300件ほどのチェックといたしますが、閲覧はあるようでございますので、それなりに皆さん、活用されているなどというふうには思っております。多分スマホで見るとなると、やっぱり高校生の皆さんの活用が多いのかなというふうには当課としては見ておるところでございます。

あと、バスの100円での運行ということでございますが、確かに運行と経費を見た場合、100円というのはちょっと格安な部分はございます。ただ、やっぱり車を持たないような高齢者の方々は、一応無料にはさせてもらってございましてけれども、外に出る機会をできるだけ住民の皆さんにしていきたい、そういった方もございますので、町全体で支えているバス運行という考え方を見ていただきたいなというふうには私は思っております。これがあるから遠くからもさわうち病院まで来られる、また戻るにも家まで、遠くまで戻れるということで、ある程度のそういった機会を創出できているのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 バスロケーションについては、病院設置では非常に患者さんに好評だというふうにも聞いていますし、ですから導入に当たって本当にどこのニーズを調査して入れたのか。結果的に病院の方、病院にいる患者さんたちが、あって非常に助かるというような話も聞いたのですけれども、導入に当たっての精査についてはもう少し精査しながら入れていくべきではないのかなというふうには感じたのでの質問でした。

あと、今必要性は感じてはいるのですけれども、さっき見えなかった数字が3,200万円ほどの委託料で、収入が74万6,000円ぐらいというふうに資料を見るとあるのですけれども、この収支は当初計画した段階での予想としては、収支のバランスというか、収入面では予想したより上なのか下なのか、それによって今後の料金の見直しということに着手しようとしているのか、その点について。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

収支の部分でございますけれども、実際100円で運行するとした場合は、基本収入の部分は想定範囲内であるというふうには認識してございます。

ただ、今後の話になるわけですけれども、このまま継続していくかという、今もちょっと調査はしておりますが、調査といいますか、検討は進めておりますが、空車で運行している日中の便だとか、そういった部分の見直しを図るなどしながら、やっぱり運行体制を維持していきたいなというふうに考えてございます。具体的には、前にもお話ししたかと思っておりますけれども、例えばスクールバス等の運行の調整ができないかとかという部分については、今学務課とも調整した中でいろいろ課題等出てきていますので、その辺を含めながらちょっと今後考えていかなければならないというふうに思っております。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから2点だけお伺いさせていただきたいと思っております。

抜粋資料の中から2点ほど伺ってまいりますけれども、10ページの山伏線実証運行運賃という、これの詳細をちょっと説明していただければと思いますし、あとは抜粋資料の中の14ページのふるさとCM大賞作品制作業務委託料ということで、5万円ということやられたようでございますけれども、この成果などをちょっと

お聞かせいただければと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

初めに、県道1号線、山伏線の実証運行の42万6,500円、収入の部分の内容でございますが、こちらは令和3年4月から令和3年9月まで実証運行させてもらってございます。便数としましては、その間74本、金、土、月の週3日の運行でございました。利用者が220人、1便当たり約3人程度、3人から3人強乗ってございます。同じようにバスセンターからほっとゆだ駅までの運行ということになってございました。

あと、CM大賞でございますが、CM大賞につきましても岩手朝日テレビさんが行っています各市町村を対象とした町のPR動画でございますが、15秒間のCMなのですが、そちらに参加申込みあった方に対してCM作成を委託しまして取り組んだものでございます。西和賀は、その際ヒップホップ系といいますか、ちょっと若者向けのPRCMをつくりまして取り組んだところでございますが、残念ながら賞には入らなかったというところでございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 さっき説明していただきましたけれども、山伏線の実証運行ということで、1日大体3名ということの説明でございましたので、今後このまま継続していこうとしているのか、方向性などをちょっとお聞かせいただければと思います。

また、ふるさとCM大賞のほうなのですけれども、先ほど入賞されなかったということでございますけれども、私も質疑の中でいろいろと前々から、このCM大賞は入賞すれば年に10回から20回ぐらいの西和賀町の宣伝をしていただけるわけですので、この金額なども5万円ではなく、もうちょっと若者が飛びつくような金額を提示していただきまして、どんどん、どんどん活用したほうがよいのではないのかなと思っておりますけれども、その辺もお伺いさせてい

ただきたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

まず、山伏線のほうでございますが、山伏線につきましては昨年の10月から実は本格運行ということで、町民バスに組み込んだ形で運行をさせてもらってございます。今までは金、土、月でしたが、金、土、日、月、4日間運行をしてございまして、年間、半年ですが、104本運行をさせてもらってございます、往復ですが。そういう形で運行させてもらってございます。

確かに盛岡まで行く人は、人数的にはあまり多くはございませんが、その間に乗る人というのもございますので、それを計算しますと1台6.8人、7人前後は必ず乗っていると。ただ、山伏を越える部分についてはやっぱり減ってきますが、ただどうしても盛岡のほうでお買物だとか通院されている方というのは少なからずいらっしゃるしまして、そういった方の足の確保、特に北部だとなかなかJR使うにも、一旦降りてきて、また行かなければならないというようなこともありますし、そういった面を考えますと、ある程度こういう足というのは確保しておかなければならないものというふうに認識してございます。

あと、CMのほうでございましてけれども、格安で今取り組んでもらっておりますが、確かに委員おっしゃるとおり、お金の面では今後ちょっと検討していきたいというふうに思います。

委員長 高橋和子君。

4番 私から1点お願いします。附属資料の57ページの下の方の地域公共交通活性化推進事業なのですが、これを拝見しまして、交通空白地域の住民の移動などの現状を踏まえというようなことで説明がありまして、一番下のほうに地域公共交通活性化協議会運営費補助ということで若干の予算がありますが、こういった非常に重要な課題で協議していただいて、どのような結論が出されて、今年度のほうにどういう内容

でつながってきたのかをお願いします。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

地域公共交通活性化協議会でございますけれども、こちらは今自家用有償運送という形で町内を、お金100円ですが、いただいて運行しているわけですが、そういった運行業務をする場合、こういった協議会を設置した中で取り組まないといけないというルールがございまして。そういった中での協議会になります。

その中で話し合われていることとございますが、例えば湯川の乗合タクシーのことであつたり、あとは山伏線の運行、例えば3便から4便に去年の10月から増便してはいますが、そういった内容のお話合い、あと現在マイナンバーカードを所有されている方は運賃100円払わなくてもいいですよというような減免のお話、そういった内容をこの協議会の中でさせていただいて、了承を得たということでの今現在の運行につながっているということとございます。

委員長 高橋和子君。

4番 そうしますと、自家用で運行される方が出てきたということですが、何人と言ったらいの、何事業と言ったらいのでしょうか、また広がりそうであるのか、事業目的の空白を埋めていくような交通網の整備というふうな点から考えて、どういうふうな方向になりそうでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

自家用有償運送というのは、町が行っている町のバスの運行のこととございます。今走っているオレンジのバスとか、あれは自家用有償運送ということでシールか何か貼られていると思いますけれども、あれがないと運行できないということになってはまして、そういう取組でございまして。

ただ、委員おっしゃいます空白地帯のことにつきましては、先ほど宏委員さんのほうからも

話ありましたが、全体的な町の運行という部分ありますので、そういった中で一緒に考えていかなければならない部分だというふうには考えてございます。

委員長 高橋和子君。

4番 そうしますと、そういったことをこの協議会の中で話し合われて、町のほうに提案してくれるということで取り組んでいらしたのでしょうか。協議会のほうから提起された内容というのは、どういったものだったのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

協議会のほうから何か提示されるというよりは、協議会のほうに町から諮るといいますか、こういうことをしてよろしいでしょうかということで協議をさせてもらって、その答えが了というふうになると、そういう形で運行していいですよ。例えば山伏線を運行しては駄目ですよと、その協議会で駄目だとすれば運行できなくなってしまうということになりますので、今後の運行が大きく変わるような場合には必ずこの協議会に諮って、その決議を経た上で運行がなされるという形になるというものでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 ちょっと誤解していました。町のほうでお願いして、公共交通の課題を協議会の人たちに調べてもらったりしながら、それを採用して実施するというふうなことで考えていたのですが、そうしますとこの協議会というのは、そういった町の許可をするような立場の方々がおられるということなのですか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

バスを運行するに際して、それに関して利害のある関係者の人たち皆さんにお集まりいただいて、例えばタクシー業者さんとか、それ以外のバスを運行されている方とか、そういった方々のご意見を伺いながら、それだとちょっと駄

目ですよというようなご意見をいただいたりとか、そういう形場でございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで企画課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで企画課への質疑をひとまず終了し、次の観光商工課の審査に移るため1時50分まで休憩いたします。

午後 1時36分 休 憩

午後 1時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課は、一般会計のほかに温泉事業特別会計歳入歳出決算も審査の対象となります。

それでは、観光商工課が所管する一般会計、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について、観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、よろしくお願ひいたします。決算状況についてご説明申し上げる前に、各委員にはご協力いただきまして、人材研修の場としても活用させていただく趣旨により、当課からも職員4名を随行させていただきました。紹介させていただきます。為田課長代理。古桑観光振興特命主幹。高橋主査。北島主査でございます。なお、必要に応じまして課長代理から説明や回答をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、改めまして令和3年度観光商工課所管の決算状況について概要を説明させていただきます。

委員の皆様のお手元に配付させていただきます

した当課所管の一般会計歳入歳出決算書の一部抜粋版により、また事業ごとの詳細は令和3年度決算附属資料にてご確認いただきます。

では初めに、歳出についてですが、決算書5ページ、6ページをお開きください。5款労働費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会ほか1団体の負担金です。若年者ふるさと就職支援事業交付金は、決算附属資料110ページ上段に詳細がございます。退職金共済助成金は、次の20節貸付金、勤労者生活安定資金とともに決算附属資料の109ページに詳細を載せてございます。

次に、6款農林水産業費、10節需用費の修繕料は、森林体験交流センターゆう林館の加圧ポンプ室の源泉ポンプ修繕や焼地台公園のジャンボスライダー関連の修繕などがございます。12節委託料は、各施設の指定管理料です。また、14節工事請負費は、利用者の利便性、安全性を図るため、焼地台公園駐車場の舗装工、区画線工及び安全柵の設置を行っております。詳細は、決算附属資料110ページ下段と111ページ上段にございますので、ご確認をお願いします。

続きまして、7款商工費となります。1目商工総務費は、一般職員の給与等のほか、次のページにお進みいただき、18節負担金、補助及び交付金の公益財団法人いわて産業振興センターなど4団体への助成金でございます。また、昨年度新たに補助要綱を策定し、支援することといたしました外国人材受入企業等支援事業費補助金は、町内で雇用されている外国人技能実習生や特定外国人の受入れ企業に対し支援を行ったものです。

西和賀町工場設置奨励金は、町内に工場などを新設または増設、増築など一定以上の規模拡大を行った企業に対し、固定資産税発生の年度から3年間同額を奨励金として支援するもので、令和3年度から貝沢地区のビール製造工場を経営する企業を対象としております。詳細は、決算附属資料112ページにございますので、併せ

て御覧ください。

決算書にお戻りいただいて、2目商工振興費ですが、12節委託料のふるさと館管理業務委託料はほっとゆだ駅前の商工会館湯湯夢プラザの町所有分に係る管理業務委託料です。新型コロナウイルス感染症対応宿泊飲食店等応援券発行事業委託料は、決算附属資料113ページの新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策として詳細を記載しております。

17節備品購入費、冷凍冷蔵庫は、湯夢プラザの備品が経年劣化により故障し、対応部品なども製造中止となっていたことから、更新を図ったものでございます。

決算書をおめくりいただいて、9ページ、10ページです。18節負担金、補助及び交付金の中小企業振興資金利子補給費補助金、中小企業振興資金保証料補給費補助金、さらに小規模事業者経営改善資金利子補給費補助金、いわゆるマル経融資でございます。それと、20節貸付金、中小企業振興資金貸付金は、附属資料の111ページ下段にその詳細がございます。

北上地区勤労者福祉サービスセンター負担金は、同じく附属資料の114ページ上段にございますので、ご確認ください。

ここで新型コロナウイルス感染症対策関連ですが、新型コロナウイルス緊急資金利子補給費補助金と岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給費補助金は、資金を必要とする事業者への支援のため、民間金融機関や岩手県が融資した制度に対し利子を補給したもので、詳細は附属資料の114ページ下段を御覧ください。

プレミアム商品券発行事業費補助金、それと新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金及び繰越明許費の新ビジネスチャレンジ事業費補助金の詳細は、附属資料113ページを御覧になってください。

なお、2目商工振興費の12節から18節への流用につきましては、地方創生臨時交付金を有効に活用するため、応援券発行事業費からプレミ

アム商品券発行事業費に予算を組み替えたものです。

その他、補助金、負担金は、附属資料112ページに詳細を記載しております。

以上が2目商工振興費の説明となります。

続きまして、3目観光費でございます。1節報酬、2節給料につきましては、観光商工推進協議会委員、観光振興特命主幹及び登山道や散策路などの刈り払い、あやめ園の維持管理に係る報酬や給与となっており、3節職員手当と4節共済費はそれらに付随するものでございます。

11ページ、12ページをお開きください。10節需用費の修繕料は、観光施設、観光資源整備関連の修繕料となります。

11節役務費では、湯夢プラザなどのWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費などとなります。なお、10節から11節への流用につきましては、沢内バーデンの旅館業等運営者変更申請に係る手数料が必要となったことから、予算を組み替えたものです。

12節委託料は、各観光施設及び観光資源の指定管理料、委託料となります。詳細につきましては、10節で説明させていただいた修繕料なども含めまして、決算附属資料115ページ上段、観光施設維持管理運営費にあるとおりでございます。また、附属資料の118ページ下段には観光資源環境整備事業にも委託に係る詳細を上げております。その他委託事業関連といたしましては、附属資料の119ページ上段、観光振興計画策定事業、附属資料118ページ上段、自然環境保全事業と、120ページ下段、自然公園保護管理委託事業についてもご確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策関連の「にしわがの宿に泊まろう」宿泊割引事業委託料の詳細は、附属資料120ページ上段にあります。一昨年度の感染症に係る緊急事態宣言発出などの状況から、令和3年度に一部繰り越し、湯田温泉峡旅館組合との協議により内容を変更し、継続して宿泊事業者の支援を行っております。

続きまして、13節使用料及び賃借料は女神山や白糸の滝の登山道に簡易トイレを設置したのなどでございます。車両借上料や刈払機借上料は、登山遊歩道やダム関連施設の刈り払い用に借り上げたものです。

14節工事請負費は、沢内バーデンの水道定圧ポンプユニット更新工事や駐車場補修工事などでございます。繰越明許費の重油地下タンクの配管改修工事につきましては、令和2年度実施の工事でしたけれども、降雪期となりまして施工が困難となったことから事業予算を繰り越し、令和3年度に実施したものです。

決算書13ページ、14ページをお開きください。16節公有財産購入費、写真権利購入費は、令和2年度に作成した観光ポスター作成時に撮影された多くの撮影データを今後の観光誘客素材として使用したいことから、その権利を購入したものです。

17節備品購入費は、レストハウスゆのさわのフライヤー、製氷機や暖房機について、いずれも経年劣化により不具合が生じており、交換部品の調達もできないことから更新を図ったものです。

18節負担金、補助及び交付金は、各種団体への加入負担金、活動補助金となります。イベント関連は、決算附属資料115ページ下段に記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全ての事業が中止となっております。ただし、北日本雪合戦大会と雪あかりに関しましては、開催検討時において感染拡大が安定していることを受け、実施予定としておりましたが、オミクロン株の急激な感染症拡大を受け、直前の中止となったことから、一部経費負担が生じたものでございます。

キャッシュレス環境整備事業補助金につきましては附属資料119ページ下段に、西和賀町観光協会補助金につきましては同じく117ページに、また西和賀町宿泊助成事業補助金につきましては116ページに詳細を載せております。

27節繰出金、温泉事業特別会計繰出金は、同じく121ページに記載しております。温泉事業特別会計につきましては、一般会計終了後、改めて説明をさせていただきます。

なお、主要事業にない項目につきましては、附属資料の203ページから205ページに記載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

続いて、一般会計歳入についてご説明申し上げます。決算書1ページ、2ページを御覧ください。15款1項4目及び5目使用料につきましては、各施設の行政財産使用料です。

16款3項3目国庫支出金は、湯田ダム敷の除草作業に係る受託金です。本受託金にて作業員の確保や車両、草刈り機械などを借り受けております。

17款3項3目県支出金は、自然保護指導員の設置や自然公園保護管理について受託しており、町が増額し、自然環境の保全を行っているものです。

20款1項1目基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策として交付された地方創生臨時交付金を基金化し、令和2年度に県などから特別融資された事業者が負担すべき利子について補給するため、基金から一般会計に繰り出しを行っております。

22款3項3目諸収入、労働費貸付金元利収入と次のページ、5目商工費貸付金元利収入は、年度当初に金融機関に貸し付け、勤労者生活安定事業と中小企業融資事業においてその財源とし、年度末に返金をいただいております。その他雑入につきましては、自動販売機設置に係る電気代相当額や中小企業融資事業における早期完済に係る保証料の返戻金で、また飲食宿泊応援券とプレミアム商品券の未換金分について精算を行ったものです。

以上で観光商工課一般会計決算歳入と5款、

6款及び7款の歳出に係る概要説明となります。
委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、たくさんあるのですが、取りあえず2点ということで質問したいと思います。

まず初めに、附属資料の112ページ、企業ライフサイクル支援事業ということで、実施状況が記載をされております。その中の18の補助金ということで、外国人材受入企業等支援事業費補助金が160万円ということで計上されておりますが、まず初めにこの補助金の要綱というか、そういったものは議会にはお示しになっていないような状況でありますので、こういった条件で今回の補助金を執行したのか、初めにその要綱の詳細のご説明をいただきたいと思っております。

次に、附属資料の117ページ、観光協会助成事業であります。その中で観光人材の育成と組織強化ということで、観光人材育成と確保対策ということで先進地視察を実施したということですが、この参加人数、あるいは参加された方々はこういった方々なのか、その点についてまず質問したいと思います。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから外国人材受入企業等支援事業費の要綱についてお答えいたします。

まず、経緯といたしまして、令和3年2月に西和賀町の介護を守る会から要望のあった外国人材技能実習生受入法人に対する支援について、庁内検討の結果、介護現場に限らず町内事業者が受け入れる外国人材の雇用について広く支援を行うことといたしました。

同じく令和3年7月に町内外国人材受入企業ヒアリングを実施しました。ヒアリングは、福祉事業者4事業者、小売事業者1事業者、宿泊事業者1事業者、農業法人1事業者でした。

調査内容といたしましては、事業者負担はどうなっているのか、今後の採用の方向性はどうか、その他ご意見などをお聞きしました。そのほか外国人材の受入れをしている要

綱を確認した結果、県内では1か所しかなかったもので、県外3か所、そんなに多くはありませんでした。

そこで、県内の要綱を参考にしながら、目的として協働社会の実現及び産業振興に資するため、外国人材技能実習生、特定技能者受入れを行う町内事業者が多様な文化、就業形態に対応するため、環境整備に要する経費の一部を支援するという目的に基づいて、この要綱を制定いたしました。制定が昨年9月21日、9月議会において予算計上いたしております。

定義といたしまして、外国人材ということにつきましては特定技能または技能実習に係る在留資格を持って在留する者、受入企業等につきましては外国人材の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に規定する実習実施者をいいます。

補助金の額につきましては、調査したところ、いろいろ3分の1ですとか4分の1ですとかありましたけれども、外国人材の受入れ1人につき10万円といたしております。補助金の交付を受けようとするものにつきましては、申請をして交付決定、あと変更があれば変更、変更がなければそのままというところで請求をして、1人10万円を支払うということになっております。

以上、私のほうから要綱の説明です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうから観光協会の事業についてお話をさせていただきます。

附属資料117ページの実施状況のさらに2番、観光人材の育成、(2)にある観光人材の育成と組織強化という部分について、どのようなことだったかというご質問だったというふうに思っております。この事業につきましては、観光協会が独自に取り組んでいるものでございますが、インフォメーションの中で様々な方々からのご意見として、西和賀町に観光でいらっしやった方々の中でもどういったところが見頃があ

るのだろう、どこに行ったら楽しいものがあるのだろうと、そういった様々な問合せがあると。そういった状況を鑑みまして、現在県内でも盛岡などにおいてタウンガイドをやられている方々が多いということも聞いております。そういったものの研修といたしまして、他市町村の観光協会などで行っておりますタウンガイドの内容を観光協会の職員、それから地域おこし協力隊や観光商工課の職員を合わせまして、出張の中で、研修の中でそれを学んできたということでございます。

そういった状況を受けまして、今年度タウンガイド組織化についての検討を現在行っているところで、必要なかどうなのかというあたりも現在検討中、検証中でございます。そういった事業を通しまして、観光協会の人材の研修をさせていただいたという状況でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 外国人材の補助事業であります。経緯、要綱については理解をしたところでありますが、令和3年度、まず160万円ということの実績でありますので、1人10万円の説明ですから、町内16人分の外国人材を受け入れた分の補助金であったということでのいいのかの確認です、これは。まず確認します。

それと、観光協会の助成事業ですが、タウンガイド育成を図ったということの話は理解をしましたが、前々から観光協会についてはやはり組織強化が必要であろうという議論は何年も前からそういう話が出ながら、もちろん局長、大変頑張って精力的におやりになっているのは理解をしておりますが、なかなか組織として観光協会の組織強化ができていないような感じがしております。令和3年度においてタウンガイドで人材育成はしたということですが、令和3年度、ほかに観光協会の組織強化について何か検討されたとか、実施をしたことがあればお聞きしたいと思います。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、令和3年度の実績160万円の内訳を申し上げます。

外国人材1人当たり10万円を支給しているということで、まず福祉事業所4か所7名、小売業者1か所4名、農業2か所3名、建設業1か所2名の合計16名に支給しております。1人当たり10万円掛ける16人分ですので、160万円となっております。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 観光協会の組織化についての考え方だろうというふうに考えます。観光協会につきましては、長年どのような形にしていくのかというのは議論をしておるところでございます。当時は、旅行業の取得を目指す形の中で法人化を目指すという考え方を示しておりました。そういったことで、外部からの観光振興を図るべく、やれるような方にも来ていただいた経緯もございます。そういった中で検討を重ねていったところでございますが、旅行業の資格を持っている方の常勤が必ず必要であって、そういった中でなければ旅行業の資格を持った形の観光協会の設立は無理だという結果が出ております。そういった中で、資格の取得についても職員が目指したという今までの経緯もございますが、なかなかそれもうまくいかなかったといったところでございます。

そういった中で、観光協会といたしましては旅行業云々ということではなくて、まず責任のある組織体とした法人を目指したいということで、法人化をさせていただきたいという要望もございましたが、町が目指しておりますのはやはり法人化だけということではなくて、何をするための法人なのかというのを明らかにしていきたいと。そういった意味では、西和賀独自の観光素材を活用したツアー誘客を行いたいというのが目指していた一番の目的ですので、そういった部分とすればちょっと乖離があるといったことがございます。

そういったことから、今後の観光協会の法人化につきましては、現在一旦ストップしております。というのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で地域商社を目指すという方向性が固まりました。その中には、地域商社の中にも観光部分を取り入れた中で進めていこうといったことを考えておりましたので、当然そうならば法人化の中に観光部門ができると。町の観光行政が携わっている部分でそういった部分を移管できるのかと、そういったものも含めながら検討していきましょうという方針にはなりましたが、現在地域商社についてもまだ検討中ということになっておりますので、そういった意味から現在法人化については一旦ストップしている状況であるということをご理解いただきたいと思います。

委員長 淀川豊君。

10番 観光協会については理解をしました。

外国人受入企業の支援補助金であります。令和3年度は各業界の企業に16名分ということで、昨年9月の補正かかってから、募集に当たっては町内にいらっしゃる外国人の人数の人数分はまず全部補助できたということの考え方でよろしいですか。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 予算分につきましては、全部補助できたということでもよろしいと思います。

委員長 淀川豊君。

10番 予算分については補助をしたということだと思うのですが、地域に来ている外国人の人数は、16名がその当時の全人数であったかということをお聞きしているのですが、その辺は全人数で何人程度いるかということを押さえているかちょっと分かりませんが、その点はどうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど課長代理からも経緯についてはお話を

させていただいたとおり、昨年2月に介護関係の連合体というような形で組織の中でご要望いただいて、それを受けましてどのような形で支援をするのかという庁内、役場内の会議を行いまして、町内にいらっしゃる外国人材を受け入れている企業、基本的には全てを確認したつもりではいますが、一部建設業がちょっと抜けていたのかなという思いがあります。そういったところを基本的にしっかり調べた上で、どの程度の方々がいらっしゃるのかということ踏まえました。

予算立て、当初300万円を置きましたが、当然それ以上の予算を置きまして、年度末までいらっしゃる方々全てにおいて対応しようとする事や、制度設計が去年でしたので、過去においてもいらっしゃる方全てを対象にしたというのが去年の状況でございます。そういったことで、基本的には申請主義ではございますけれども、そういった中でもしっかり各企業の聞き取りはしたつもりでございますので、漏れはないものだろうというふうに考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 あまり私一人で質問するのもいけないと思います、最後にしたいと思いますが、要綱に沿って各企業、事業者から申請をしてもらうということで補助金が決定をされたというふうに思いますが、補助金の申請に当たっては円滑にということか、スムーズに申請をされてこういった実績になったのか、その点についてはどう捉えていますか。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 この要綱を制定しまして、9月に広報、ホームページ等で周知いたしました10月から12月の間までで16名分全て申請になり、スムーズに申請になったと、決定になったと思われま。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 補足します。各事業者さんも今回

初めての補助金の申請だったので、なかなか戸惑ったのではないかなというふうには思いますけれども、受入れに関しましては管理団体が間にも入っておりますので、そういった方々などの協力もしていただきながらだと思いますが、申請については抜かりなく、しっかりやっていただいたと思います。ただ、若干時間がかかったりしたのはあるのかなというふうには考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 私のほうからは、今関連になると思うのですけれども、若年者ふるさと就職支援事業です。これは、附属資料の110ページです。一部を補助するという事で、5名で4事業所ということでもありますけれども、やっぱりもう少し成果といいますか、それともう少し補助しながら、若者、満15歳以上の25歳未満であります、もうちょっと手厚くすることで、町内のさらに事業所の活力というか、そういうのが欲しいのではないかなと思うのですけれども、その経過と考え方、それをお聞きます。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私から若年者ふるさと就職支援事業について説明いたします。

決算附属資料の110ページです。上段、若年者への助成が5名ということで、こちらは宿泊業が2名、建設業が1名、電気業が1名、福祉業が1名の5名になっております。こちらは若年者で25歳未満ということで、今委員がおっしゃられたように手厚くという部分にこちらもいろいろと協議をいたしまして、令和4年度から年齢を35歳未満に引き上げましたし、要綱の中に外国人の方は日本国籍を有する者というものがありますが、それも削除いたしております。

まず、町内に住所を置いた35歳未満の人が対象になるということで、手厚く令和4年度からは執行していきたいと思っております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 大体年間24万円ということになることで
すよね、1人当たり。

(何事かの声)

1 番 そうですか。直接個人にはいかないとい
うことで、分かりました。

(直接いきますの声)

1 番 直接。いずれ年齢若い分で、やっぱりそ
れぐらいの、どれぐらいもらっているかちょっ
と分からないのですけれども、この金額とい
うのはどういう感じで設定しているのかというか、
言いたいのはもうちょっと上げることで、やっ
ぱり町全体の機運が盛り上がるのではないかと
いうことです。120万円に対して5人という考
え方、その辺はどうだったのか。それは、令和
4年には年齢的には35歳まで上げたというこ
ですけれども、確かに改善はなされていますけ
れども、まだまだ、もうちょっと手厚くしたほ
うがいいような気もするので、その考え方につ
いて伺います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 若年者ふるさと就職支援事業につ
きましては、そもそもの趣旨が若い方々に町の
企業で働いていただいて、さらに定住をしてい
ただくというのがまず目的でございます。そ
ういった意味では実は実績としては、見るのは
お金を払ったということではなくて、その定着
率だというふうに思っています。

今総合計画の見直しをかけているのですけれ
ども、近年では3年間の定着率というものを見
ていまして、それはほぼ100%に近い数字にな
っているというような状況でございます。そう
いった意味から、制度についての検討というこ
とよりは、今回制度検討させていただいたのは、
制度検討によって令和4年度に一部改正を行っ
たものにつきましては、先ほど代理からお話が
ありましたけれども、年齢を引き上げたほかに
12万円、若年者には一月1万円の12か月12万円、
企業には2万円掛ける6か月の12万円、それを
それぞれ1.5倍しております。ということなの

で、金額についても上げさせていただきました。
これは、そもそもまち・ひと・しごと創生総合
戦略の中で定住を目指すためのIターン、Uター
ン者をしっかり受け入れていきたいという思
いから、さらに年齢については25歳から35歳ま
で拡充をさせていただいたという意味もござい
ますし、さらに刈田委員おっしゃるとおり、先
ほどちょっとご説明した外国人受入企業等の支
援につきましては技能実習生等々、こういった
方々は3年なり5年なりでお帰りになる方々に
対してのフォロー、支援制度が若年者の金額を
上回りましたので、そういったことではそもそ
も町が目指している定住促進の意味としてはち
ょっと薄いだらうといったことも含めまして、
1万円を1万5,000円、企業に対しては2万円
を3万円にするというようなことで制度設計を
変えさせていただいておる状況でございます。

今後につきましては、今回変更をかけました
ので、その状況を実績評価をさせていただいた
上で、改めて必要に応じて検討させていただき
たいというふうに考えます。

委員長 高橋宏君。

8 番 私から1点確認です。決算附属資料の
115ページ、観光施設維持管理運営費の中で道
の駅管理業務委託料が1,273万8,000円とありま
すけれども、道の駅ほとんど閉鎖状態で、トイレ
の利用ぐらいだと思うのですけれども、管理
の委託料ということで、それとは関係なしに毎
年この委託料は同じ金額を支払っていたという
ことなのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 道の駅のご質問でございます。道
の駅の管理業務委託料のお話ということで、道
の駅につきましては昨年の5月1日の震災の折
以降、2日だったと思いますけれども、国道107号
が通行止めになったことから休業しております。
そういったことから、経費についてはというよ
うなお話だろうというふうに思いますが、あそ
こはレストラン、売店というのは基本的に産業

公社といひましようか、受託業者の自主事業で行っておりまして、そこにかかる人件費であるとか電気代というのはそもそもその受託者がお持ちの状況でございます。あそこは、県の施設としても活用しておりますというか、道の駅でございますので、トイレと休憩施設等々がございます。その他委託事業等々もございまして、それに関しましては継続的にしっかりやらせていただいたということございまして、ただ11月に国道107号の今後の方針が県から発表されまして、今年の11月から12月にかけて仮橋によってオープンだろうというようなことを受けまして、当分の間このまま通行できないということであればということで、たしか1月から完全閉鎖をさせていただいております。そういった部分では、電気料については若干落ちたりもしているのですが、そもそも指定管理協定の中で行っている事業でもございまして、その他についてはほぼ適正な管理の中で運営をいただいているということございまして、これに関しては主な変更なくというようなことになっております。

現実的に通行止めになったことから、逆に職員、定期的に行っていたいただいているのですけれども、通常のルートではないルートの中で向かっていただいておりますということや、逆に休業中ございまして、そういった暖房のない中で降雪の中を雪の払い方をさせていただいたりという、逆にかなり大変な状況であったというようなこともございます。そういったことから、大幅な金額の変更はなかったということになっております。

委員長 質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、改めまして温泉事業特別会計歳入歳出決算につきまして、決算書により説明をさせていただきます。

まず、歳出について説明をいたします。決算書303ページ、304ページをお開きください。決算附属資料につきましては、206ページから207ページに詳細がございますので、併せてご確認をお願いします。

それでは、歳出についてです。1款温泉事業費、1項1目温泉施設管理費は、各温泉施設の管理費となります。10節需用費の光熱水費は、各源泉ポンプの電気料となります。修繕料は、附属資料207ページにもございますが、高額な支出として砂ゆっこ屋根、軒先破損の修繕として49万5,000円、ほっとゆだ源泉送湯ポンプオーバーホールが17万1,600円、同じくほっとゆだの敷地内の安全柵でございますが、これの修繕として23万2,100円、これもほっとゆだでございますが、浴室内信号機の改修等修繕として16万8,300円、そのほか真昼温泉のシャワー等の給湯に係る修繕として41万8,000円などとなっております。

次の11節役務費につきましてです。ほっとゆだのWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費と温泉施設の建物共済保険料でございます。11節につきましては、Wi-Fiの料金と保険料でございます。

12節委託料は、各施設の指定管理料などや砂ゆっここと、あと真昼温泉の源泉のコンプレッサー保守管理業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、温泉会館ほっとゆだの土地の借上料や下水道敷の土

地の借上料といったこととなります。

それから、14節工事請負費は、令和2年度に施工した志賀来温泉源泉ポンプ改修時において確認された志賀来源泉の揚湯管、源泉の揚湯管や周辺機器類の更新を改修工事として行いました。令和2年度で確認された状況が悪かったものについて、令和3年度に実施したということになります。修繕料も含めまして詳細につきましては、先ほど来申しておるとおり207ページに記載しております。

それから、15節原材料費は、砂ゆっこの砂風呂用珪砂の購入費でございます。

17節備品購入費につきましては、不測の事態に備えたいことから、川尻温泉と志賀来温泉、これは共用のポンプを使っているのですが、源泉用のポンプですが、これの予備ポンプをあらかじめ購入させていただいております。これは、先ほど申しましたとおり、令和2年度にポンプの更新を行っており、予備ポンプがなくなったことから、今回昨年度に改めて予備ポンプの購入をさせていただいたところでございます。

24節積立金は、歳入説明の折に説明をさせていただきたいというふうに思います。

次に、2款公債費ですが、1項1目22節償還金利子及び割引料は、これは不測の場合に借入する地方債があった場合に、現年から必要となる地方債の利子として予算計上したものでありましたが、令和3年度におきましては借入がなかったため支出がございません。

3款予備費についても支出がございませんでした。

歳出については以上となります。

次に、歳入でございますが、299ページ、300ページにお戻りいただいて、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節温泉使用料は、西和賀町温泉条例により算定した悠々館とかたくりの園の温泉使用料収入でございます。

また、2節温泉施設使用料は真昼温泉、丑の湯の入浴料、各施設の行政財産使用料収入とな

ります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金ですが、温泉開発整備基金の利子収入でございます。先ほど歳出でお話をさせていただいた24節積立金として同額を同基金に積み立てております。なお、ここで基金の運用状況についてのお話でございますが、基金運用状況調書につきましては決算書317ページを御覧になっていただきたいと思います。決算書317ページの一番上、上段になりますけれども、温泉開発整備基金の異動状況となります。先ほどお話をさせていただいた積立金として1万5,000円の増と、一般会計の繰出金として1,370万円を減といったことになりまして、令和3年3月31日現在の残高は8,036万3,800円となります。

決算書299ページ、300ページにお戻りください。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金として、一般会計から繰入れを行っております。

2項基金繰入金、1目1節温泉開発整備基金繰入金は、公共温泉施設の改修等経費の財源とするため、先ほど基金運用状況で説明させていただいたように基金から温泉事業特別会計に繰入れを行っております。

次に、4款1項1目繰越金は、前年度繰越金となります。

次のページをお開きいただき、5款諸収入、2項1目雑入でございますが、ほっとゆだとJR駅舎の共用施設でございます。JR部分の共用費の収入として得たものと、自動販売機電気使用料の収入でございます。

以上で観光商工課、温泉事業特別会計の概要について説明をさせていただきました。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで観光商工課への質疑をひとまず終了し、次の町民課の審査に移るため、2時55分まで休憩いたします。

午後 2時42分 休 憩

午後 2時55分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、町民課の審査を行います。町民課が所管する2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、町民課長から事業の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 皆さん、ご苦労さまです。それでは、令和3年度決算の町民課所管分の説明となります。本日は、高橋課長代理と佐々木主査も同席いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、概要ですけれども、令和3年度は庁舎管理におきましては沢内庁舎の改修も終わり、昨年12月末に事務室も引っ越ししましたので、現在は新しい庁舎で業務ができております。引っ越しに伴う修繕や委託業務が決算として、今回は例年にはない項目として実績として載っておりますので、それらを中心に説明したいと思います。

お配りしております町民課関係抜粋の決算書は、科目ごとに説明いたします。また、決算附属資料については166ページからになります。

まず初めに、歳出から説明したいと思います。2ページをお開きください。2款の総務管理費は、沢内庁舎開発総合センター管理費、IP告知関連機器及び光伝送路機器の管理費、それと交通安全対策、戸籍住基関係の科目となります。

2・1・5、財産管理費、10節需用費ですが、燃料費の136万4,914円、これは令和2年度と比較しまして96万902円のマイナスとなっております。

光熱水費の414万9,625円、これは逆に34万6,026円の増という実績となっておりますが、12月末に新庁舎へ引っ越ししましたが、新庁舎ではボイラー暖房ではなくてエアコン対応となりました。その違いから、燃料費にはガス代、それと光熱水費には水道料金もそれぞれ含んでおりますけれども、燃料費のマイナス分はほぼ灯油と重油代、それから光熱費の増はほぼ電気料金によるものです。

続いて、2・1・5・10、財産管理費の修繕料になります。修繕料の63万548円は、開発センターの雨漏り修理で30万8,000円と公用車関係の修繕25万998円を含んだものとなっております。

また、同じく2ページ、財産管理費の10節需用費全体での不用額102万475円は、庁舎管理においては主に光熱水費、公用車管理においては燃料費の残によるものとなっております。

4ページをお開きください。2・1・5、財産管理費の12委託料から17節備品購入費までなのですが、電気工作物の保安業務から宿直代行業務など各種業務委託を例年どおり実施しましたけれども、2ページからの続きになりまして、4ページの一番上の上段を御覧ください。この4ページ上での宿直代行業務委託料、それと一番下の立木伐採業務委託料以外は、庁舎移転に伴い発生した3年度のみ業務となります。

2・1・5・14の財産管理費の工事請負費を御覧ください。開発センターの裏の山側には、以前からスライド式の大書庫があったわけですが、建物自体の屋根、壁の損傷が激しい上に中のスライド書庫も故障しておりまして、今後も引き続き使用していこうとするために改修しました。スライド書庫も故障している、半分を処分したものが12節委託料の書庫ハンドル式ラック解体撤去業務委託料の172万600円です。その空いたスペースに新たに固定式のラックを設置したのが17節の備品費の書庫ボル

トレスラックの69万3,000円であり、それから建物自体の修繕が14節工事費の沢内庁舎書庫屋根外壁改修工事の371万8,000円となっております。それに先立ちまして、建物に覆いかぶさっていた木々の整理をしたのが12節の委託料の真ん中にあります支障木伐採枝打ち業務委託料の23万9,800円で、それとは別に一番下にある立木伐採業務委託料の34万6,500円は温度計が枝で見づらいという指摘が前からあったのですけれども、その県道沿いの部分の伐採業務の金額となります。

2・1・6・10の企画費の修繕料になります。これは、告知端末関係になります。修繕料として969万5,400円は、各世帯の機器に対する引込線の張り替え、修繕、撤去費用、それから幹線のケーブル等60件によるものです。ほっとゆだ駅前の太い幹線の修繕1件だけで580万円かかっているのが3年度の大きかった要因となります。

それから、2・1・6・12の企画費の委託料です。NTTへ委託して関連機器及び光回線の保守管理として、昨年度と同額を支出しております。

その下の使用料、2・1・6・13の企画費の使用料及び賃借料ですが、光回線は東北電力の柱やNTTの柱及び管路を借りて、また関連機器については局舎の施設に置かせてもらっていることから発生する使用料で、総額で1,837万9,596円となっているものでございます。

その下の工事費2つですけれども、14節、企画費、工事費になります。引込み設置工事ですけれども、告知端末の新規設置の場合は個人から負担金として5万円をいただいておりますが、実際にかかっている費用がこの256万4,100円、これは13件分となります。もう一つの道路拡張工事や電柱、NTT柱などの更新から、電柱支障移転により発生する回線の張り替え工事費、3年度は10件で921万300円という状況となっております。

続いて、3項の戸籍住民基本台帳費に移り、8ページの中段になります。2・3・1の12節を御覧ください。委託料になりますけれども、戸籍の法改正に伴いましてシステム改修費業務委託料として26万4,000円、これはこの後歳入の部分で出てきますけれども、社会保障・税番号制度システム整備費に全額充当されているものでございます。

これとは別に、委託料の欄の下の2行に令和2年度から3年度への繰越明許分の支出があります。明許分の法改正に伴うシステム回収業務委託料についても、同額が国庫補助として充当されております。

また、中段に戸籍金庫移設業務委託料として12万2,100円の支出がありますけれども、金庫とありますけれども、電算化される前の紙の戸籍を保管している戸籍専用の耐火キャビネットのことです。事務室移転に伴いまして、引っ越し業者に委託せざるを得なかった、例年とは違った支出の項目となります。

それから、17節備品購入費の2件は、共に湯田庁舎においてもマイナンバーカードを交付できるように整備した設定用の端末及びお客さん用のタッチパネルの一式の分と、異動時にカード専用のプリンターを両庁舎に配置した分となります。

それから、18節負担金になりますが、例年と違う点として、中間サーバープラットフォームの運用経費負担金281万5,000円には中間サーバーの機器更新に係る負担金72万円が含まれております。こちらも10分の10の補助率で、同額国庫補助の収入があります。

続いて、3款民生費は消費者行政、人権擁護、更生保護、それから社会福祉関係、老人福祉センターの管理費、防犯対策、国民年金の科目となります。

10ページを御覧ください。3・1・1・18、負担金ですけれども、一番上の消費者行政事務受託負担金として87万354円、これは昨年度の

約倍になっているのですけれども、北上市消費生活センターとして北上市内の中に事務局がありまして、人口割、それから相談件数の割合から西和賀と北上で9対1の割合で負担金を払っているものがございますけれども、最終的に県補助が充当されるこの事業におきまして、補助額の確定も毎年年度末になることから予算の減額ができない状況で、毎年不用額が発生しているというものです。3年度は、例年の補助金が3割程度まで圧縮された結果、このような負担金の増となったものでございます。

12ページ、御覧ください。19の扶助費、これは12ページの一番上になりますけれども、大雪だった3年の冬に自宅の除雪作業中に家庭用除雪機の下になって亡くなった方がいらっしゃいますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律及び西和賀町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づきまして、対象となりました3年度1件の支出の分です。4分の3が県支出金として財源充当されております。

それから、3・1・1・20の貸付金ですけれども、消費者救済資金貸付制度預託金として300万円、運用状況の詳細については決算附属資料の167ページを御覧いただければと思います。

それから、3・1・2の12節、高齢者福祉費の委託料ですけれども、12節のつり下げ書庫解体移設業務委託料は旧老人福祉センターで使用していた移動式の書庫、スライド式の書庫があるのですけれども、改修した裏書庫のほうに引き続き持って行って使用するために、解体、移設、組立てを業者委託した費用となります。また、エアコン対応となった沢内庁舎では、老朽化により使用しなくなった地下油タンクの廃止処理として36万3,000円を支出しております。

続いて、3・1・4・10の防犯対策費の需用費です。光熱水費で353万4,000円とありますが、例年どおりですけれども、こちらは町管理の防犯灯及び街路灯、LED灯の電気料金となりま

す。

2つ下の3・1・4・13、防犯対策費、使用料及び賃借料です。850万2,048円は、決算附属資料には172ページにも掲載しておりますが、29年度10月から10年間のリースとなっている、今説明しましたLEDの防犯灯及び温泉街の街路灯のリース料金となります。

14ページを御覧ください。3・4・1・13、国民年金事務費委託料で11万4,048円あります。法改正に伴いまして、年金システムの改修費用がございました。同額、これについても国民年金事務費委託金の中に含まれて交付されております。

続いて、4款衛生費は環境衛生、火葬場、ごみ、し尿処理となります。

4・1・3の環境衛生費の委託料、にしわが斎苑指定管理料として1,375万円、北上ビルメンに対して火葬場の管理料としての支払いです。火葬場は、平成27年7月稼働で、3年ごとの指定管理では令和3年から令和5年までの3期目に入っております。

続いて、16ページを御覧ください。ごみ処理費の報償費、4・2・1・7の報償費ですけれども、資源回収団体奨励金39万9,982円は各小学校の地区PTA、子供会を中心とした資源回収を行っている8団体に対する奨励金となります。改修内容の詳細につきましても、決算附属資料の170ページを御覧いただければと思います。

4・2・1・12、ごみ処理費の委託料です。沢内清掃センターに係る各種業務委託料及びごみ収集に係る委託料で、総額3,912万6,707円となっております。

その中でも一番下の最終処分場水質分析業務委託料として198万円ありますけれども、これは例年のとおりののですけれども、法定で行う水質検査として138万6,000円と、それともう一つは最終処分場からの放流水の放射能水質検査業務委託分として59万4,000円、これは廃棄物

の処理施設で、モニタリング事業費として同額が国庫補助として充当されております。

それから、18ページを御覧ください。4・2・1・18、ごみ処理費で、負担金、補助及び交付金、廃棄物処理を広域で運用している岩手中部広域行政組合に対する負担金となります。

また、4・2・2・12、し尿処理委託料については、一般家庭からのくみ取りの手数料451万1,110円と、これが同額委託料としてここで支出しております。

それから、4・2・2・18、最後になります。し尿処理の負担金、補助及び交付金ですが、こちらはし尿処理を広域で運用している北上地区広域行政組合に対する分担金となります。

続いて、歳入に移ります。歳入の2ページを御覧ください。14・2・1・1、分担金及び負担金、IP告知端末設置負担金として65万円となっております。新規に告知端末を設置しようとした場合は、申込者から一部負担金として5万円掛ける令和3年度は13件の実績ということになります。

15・1・1・1、総務管理費使用料、これは情報通信基盤施設使用料として1,018万8,220円とは、NTTから入ってくる賃借料となります。町内に張り巡らされている光伝送路及び告知システムから成る光放送の環境を、NTTはこの環境を利用してインターネットのサービスを各家庭に提供しておりますけれども、NTTに町が貸し付けて、NTTは町に委託料を支払って関連機器及び光回線の保守委託をしております。

その下、情報通信基盤施設宅内設備使用料、いわゆる告知端末使用料ですが、現年分636万2,700円、過年度分6万8,400円となっております。

それから、15・1・3・1、保健衛生使用料でございます。火葬場の使用料等の内訳でございますが、内訳、詳細につきましては決算附属

資料の169ページを御覧いただきたいと思っております。

それから、15・2・1・3、戸籍住民基本台帳手数料として290万4,000円、これは取扱処理件数の内訳なのですが、こちらも決算附属資料の166ページを参照願いたいと思っております。

それから、15・2・2・2の清掃費手数料となります。し尿処理手数料は、一般家庭からくみ取り手数料451万1,110円となりますけれども、同額が委託料として支出しております。

それから、4ページをお開きください。16・2・1・2、総務費国庫補助金として通知カード・個人番号カード関連事務費交付金として193万7,000円、これは交付事務に対する交付金でありまして、マイナンバーカードの交付件数等が反映されておりますが、いわゆるJ-LISに対する自治体の運用負担金分にひもづけされている交付金となります。72万円は、自治体中間サーバープラットフォームの運用経費負担金として支出しているうち、中間サーバーの更新経費分として同額が措置されたものです。26万4,000円については、3年度の戸籍関係のシステム改修の経費分として計上しております。残り2つにつきましても、同じく戸籍関係のシステム改修ですが、2年度から3年度に繰り越した分として戸籍情報システムと戸籍附票システムの二本立てで、それぞれ措置された国庫補助金となります。

その1行下の16・2・3・1の衛生費国庫補助金、最終処分場等の水質分析業務委託料として支出しているものうちモニタリング事業費59万4,000円について、東日本大震災後、23年度から継続して10分の10の措置となっている補助金です。こちらも毎年異常ないという結果をもらっております。

それから、17・2・1・1、総務費県補助金、災害弔慰金等負担金ですが、この187万5,000円は町で支出した災害弔慰金250万円の4分の3の財源措置となります。

6 ページ、御覧ください。22・3・2・1、社会福祉費貸付金元利収入として、消費者救済資金貸付元利収入300万29円がございます。預託金として預けた300万円に対する元利金が収入として入ってくる流れなのですけれども、結果、3年度の端数の29円が利子分ということになります。岩手県の消費者信用生活協同組合が運用している事業でありまして、多重債務等の救済を目的とした貸付制度の資金となります。詳細については、決算附属資料の167ページを御覧いただきたいと思います。

22・4・1・3、雑入です。資源ごみ処理業務の還元金97万4,528円。一般収集された、いわゆる資源ごみとして分別収集して、処理料を差し引いた売却益に当たるものです。

それから、繰越明許費なのですけれども、3年度から4年度に繰越した分がございます。歳出のほうの8ページを御覧いただきたいと思えます。歳出の8ページの真ん中ら辺に委託料で230万4,000円とあります。内訳は2つなのですけれども、1つは番号制度において各種システムの情報連携のための改修、これは国の仕様に基づいて毎年実施されておりますけれども、戸籍システムの一部について、国全体のスケジュールが遅れたために仕様の提示が間に合わなくて翌年度に繰り越すことになった39万6,000円、それともう一つは転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修業務委託料というのがあったのですけれども、こちら190万8,000円の2本分の委託料となります。こちらは、国のほうでも繰越しを前提として3月補正した補正予算を受けまして、町も同じ3月補正で予算化したものをそのまま繰り越したといったものになります。

以上が町民課所管分の決算状況となります。

よろしく申し上げます。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から1点質問をさせていただきたいというふうに思います。

決算書の12ページ、防犯対策費の工事請負費で令和3年度防犯灯の新設工事が行われたようでありましたが、これは何か所の工事の分の計算となるのか、その点についてお聞きいたします。
委員長 町民課長。

町民課長 新設したのは、3年度は沢内庁舎から弁天のほうに向かう橋があるのですけれども、橋を渡って1本目のところにつけた防犯灯が3年度につけた1か所で、そうなります。

委員長 淀川豊君。

10番 1か所で23万1,000円ということのようでありましたが、令和3年度1か所、防犯灯を新設したというわけですが、各地区から防犯灯が足りないというような、そういう要望が多分上がっているかと思うのです。過去にも防犯灯については質問させていただいて、その設置要綱であるとか、そういったものをつくって審査をしているような、たしかご答弁をいただいたような気がしますが、この1か所をつけて、まだまだやはり各地区防犯灯を設置して、町の待っているような、そういうところというのはたくさんあるということですか。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えします。

今3年度に設置した新規の防犯灯というのは、寄贈いただいた防犯灯ではなくて、寄贈いただくのも条件がありまして、電力柱があるところと、それと低圧線が通っているところということで、毎年5基いただいて設置しているのですけれども、それとは別に全く何もないところは、初めに町のほうで一本でもつけないと低圧線が回ってこないで、そこで橋のところには昨年度は町で立てたと。実は、あそこ1本だけでは足りないで、残りについては今年度寄贈いただいたやつをつけていく予定です。なぜ寄贈いただいたやつを去年つけなかったかといいますと、寄贈いただくやつをどこにつけるかという

業者との検討時期があるのですけれども、それが終わった後だったので去年は間に合わなかったということです。

ほかにも、町内にはここにもつけていただきたいという要望箇所ありますけれども、それはこちらのほうでリスト化して、優先順位をつけてまして持っています。今年度についても5つつける予定ですので、順次、防犯灯については各地区の、今区長と言わなくて代表者という方になっているのですけれども、そちらの方たちには順次つけていくので、ご理解いただきたいということで理解は得ております。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、火葬場、にしわが斎苑のことについてなのですけれども、附属資料の169ページに3年度の使用料等について出ております。備考のところに町外1件とあるのですけれども、町外の方が使用する場合に使用料に変化があるのか。逆に残念ながら亡くなる方が集中することがあります。その場合、やむなく町外の火葬場を使用しなければいけないといった場合の費用の差額を補填するというようなことができるのか、そのことについてお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 にしわが斎苑の火葬料金のことについてお答えします。

町外の方が利用される場合は、一応料金表というのがございまして、町民の方は1万円なのですけれども、町外の方は3万円いただいております。逆にこちらから、例えば北上とかそういったところに行かざるを得なくなった場合の料金なのですけれども、一応こちらのほうでご案内しているのは、1日に午前中1件、午後1件という形で火葬できる受入れ態勢になっておりますので、その日どうしても午前も午後も埋まっている、それと次の日も埋まっている、ずっと1週間たっても空いていないといったような場合ですとか、それから故障して使えなくなっているという場合を除き補填はしておりませ

ん。なので、大体利用される方は午前中希望される方がほとんどなのです。なので、午後であればできるといった状況にはなっておりますので、そちらのほうをご案内しているといったところでございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思います。

抜粋資料の中から8ページになりますけれども、湯田庁舎マイナンバーカード交付ということでもありますけれども、その数字ではなく、数字もそうですけれども、マイナンバーカードの交付の状況、どのぐらいの方が取得されているのか、その辺のパーセントをお知らせいただければと思いますけれども。

委員長 町民課長。

町民課長 マイナンバーカードの交付状況ということで回答いたします。

交付状況については、8月末が最新なのですけれども、8月末で28%の交付率となっております。県平均が40.5%ですけれども、西和賀は28%ということになっています。3年度の実績としましては543枚交付しております。うち沢内庁舎で447枚、湯田庁舎で96枚ですけれども、湯田庁舎は機器を整備しまして、昨年10月からやっと湯田庁舎でも交付できるという対応可能となったので、ちょっと少ないのですけれども、それ以降は沢内と湯田庁舎、同じぐらいの割合で交付、受け取りいただいているといった状況でございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 今説明いただきましたけれども、まだまだマイナンバーカードを取得していただかなければならないと思いますけれども、取得するための方法として何か策などを考えておるか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 利用促進という交付率を上げるための事業展開についてということなのでしょうけれ

ども、利用促進という意味では事業展開については、さっき企画課でも説明あったのですけれども、おでかけバスでのカード提示により無料化でもありますけれども、企画のほうで施策に関する一つとして事業展開してもらっておりますけれども、交付の業務を行っている町民課とすれば、日中受け取りに来られない方に対する時間外交付ですとか、両庁舎での交付については既に行っておりますけれども、10月からは休日交付についても予定する考えで、10月の広報にはそのお知らせを載せる予定にしております。受け取りやすい環境をいかに提供できるかが窓口、担当課であろうというふうに考えております。

委員長 深澤重勝君。

7番 1点だけお願いしたいと思いますが、抜粋の12ページの上段、災害弔慰金ということで250万円支出されておりますが、この内容についてお知らせ願いたいということと、1つは予算で252万円、金額的にはささいなわけですが、252万円の予算を取って、支出が250万円、この2万円の差額というのはどういうわけが出たことかということも含めてお願いしたいと思っております。

委員長 町民課長。

町民課長 災害弔慰金の250万円について説明いたします。

実際3年度の支払いしたのは1件なのですが、自宅の除雪作業中に家庭用の除雪機ですか、その下になってしまってお亡くなりになられた方がいらっしゃいます。その方に対してお支払いしたのが250万円、1件分になります。そのうち4分の3が県補助として、実際は2分の1が国庫で、4分の1が県からということで、県を通して4分の3が補助金で入ってきているということですが、残りの2万円というのがちょっと私今思い出せなくて、別途調べてお答えしたいなと思っております。

委員長 深澤重勝君。

7番 災害、非常に雪国ですから、こういう災害は度々あつたりするわけですが、そうするとこの金額というのは一律全部同じ金額ということになっているのですか、ちょっと確認ですけれども。

委員長 町民課長。

町民課長 金額については、お亡くなりになられた方がその世帯の主たる家計を支えている方なのかどうかを調査させていただくことになるのですけれども、その場合は500万円、家族であったという場合は250万円というふうに決められております。

委員長 高橋和子君。

4番 ごみ処理のときのごみの袋についてちょっとお尋ねしたいのですが、以前にも少しサイズが小さいし、破れやすいということで、でも検討されて、少しは改善されたということで現在に至っていると思うのですが、もう少し大きい袋を作ってもらえないかということなのですが、そういった点のご検討はなされているでしょうか。

委員長 高橋茂和課長代理。

町民課長代理 私のほうからお答えいたします。

現状ごみ袋につきましては、平成29年に改良しましてというか、今の形になりまして、それから破れやすいとかいうところはメーカーのほうに改善要望などを出しながら、改良してきた現在に至っているところです。それで、サイズ等、それらについて検討の方向があるかという、現時点ではまだそこには至っていないところになります。

委員長 高橋和子君。

4番 出し方もいろいろそれぞれ住民も工夫しながら、あまりごみ出さないようにとか、いろいろ考えながらやっているわけですが、やはりちょっとかさばるものを出したいときに現在の袋ではやはり小さいので、もう少し大きい袋に、今のサイズも必要だと思うのですが、それよりも1つ大きいサイズというようなこと

で作ってもらえないかという声が結構あるので
すが、そういったご検討はしていただけるので
しょうか。

委員長 高橋茂和課長代理。

町民課長代理 要望としては承っておきたいと思
いますけれども、何らかの形でこの先そういつ
た収集の方法等を考える時期もあろうかと思
います。そういったときを機会と捉えまして、検
討したいというふうには思いますので……

(8年からの声)

町民課長代理 そうですね。中部広域で今ごみの
収集をやっているのですけれども、そのときに
不燃物の収集が令和8年度から広域で行われる
ようになるのですけれども、その機会を捉えた
形で検討を進められたらなというふうに思いま
すので、どうかご理解いただけたらと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 すみません。深澤委員さんから先ほど
あった扶助費について、250万円の支出につ
いて、何で中途半端に2万円という、これ何だ
ということだったのですけれども、ここの科目
ではもともと2万円だけまず用意していたもの
です。行路病人という場合に対応できるように毎
年予算化しているものなのですけれども、ず
っと支出実績というのがないので、毎年2万円
は余っているというところになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた
します。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひ
とまず終わりたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで町民課への質疑をひとまず終了し、本
日の日程を終了いたします。

明日10日と明後日11日は休会とし、12日は午
前9時30分より健康福祉課から順に審査を行い

ますので、よろしくお願いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞
さまでした。

午後 3時37分 散 会